

### 3 障害者の地域生活における基盤整備の推進について

# 地域生活支援事業等について(令和2年度予算案)

## 令和2年度予算案

|                      |              |                 |              |
|----------------------|--------------|-----------------|--------------|
| <b>地域生活支援事業費等補助金</b> | <b>505億円</b> | (令和元年度予算額495億円) |              |
| (うち地域生活支援事業)         | 451億円        | (令和元年度予算額441億円) | 補助率：50／100以内 |
| (うち地域生活支援促進事業)       | 55億円         | (令和元年度予算額54億円)  | 補助率：1／2又は定額  |

## 主な見直し内容

### 1. 地域生活支援事業

- (1)「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業(仮称)」【新設】 (市町村事業:任意事業)  
重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施。
- (2)「障害者ピアサポート研修事業」【新設】 (都道府県事業:任意事業)  
障害者や事業所の管理者等を対象にピアサポーターの養成や、管理者等がピアサポーターへの配慮や活用方法を習得する研修を実施。
- (3)「障害福祉のしごと魅力発信事業」【新設】 (都道府県事業:任意事業)  
障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉の職場に関する理解を促進するための体験型イベント等の開催や広報活動を実施。

### 2. 地域生活支援促進事業

- (1)「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」【新設】 (都道府県事業、補助率：定額)  
地域における難聴障害児の支援体制の整備を図るため、難聴障害児支援の関係機関との連携強化を図るとともに、家族支援や巡回支援を実施。
- (2)「地域における読書バリアフリー体制強化事業」【新設】 (都道府県事業、補助率：1／2)  
読書バリアフリー法を踏まえ、点字図書館と公共図書館の連携強化等や、肢体不自由等や識字障害も含めた視覚障害者等に対する地域の支援体制の充実を図る。
- (3)「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」【新設】 (都道府県・市区町村事業、補助率：定額)  
地域生活支援事業のより効果的な推進のため、地域における現状の把握・検討を行うとともに、より効果的な取組の実証を行い課題の抽出や横展開を図る。
- (4)「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」【一部新規】 (都道府県事業、補助率：1／2)  
意思疎通支援者を計画的に養成するためのコーディネーターの配置等により、地域における意思疎通支援の体制を整備するための事業を新設。
- (5)「発達障害児者及び家族等支援事業」【一部新規】 (都道府県・市町村事業、補助率：1／2)  
発達障害者の青年期の居場所作りを行うことで、発達障害者の孤立しない仕組みをつくるため、「発達障害者等青年期支援事業」を新設。
- (6)「医療的ケア児等総合支援事業」【一部新規】 (都道府県・市町村事業、補助率：1／2)  
医療的ケア児に対応する看護職員確保のための体制構築に対する支援を新設。

# 令和2年度予算案 地域生活支援事業(市町村事業)

## 必須事業

- 1 理解促進研修・啓発事業
- 2 自発的活動支援事業
- 3 相談支援事業
  - (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業
  - (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
- 4 成年後見制度利用支援事業
- 5 成年後見制度法人後見支援事業
- 6 意思疎通支援事業
- 7 日常生活用具給付等事業
- 8 手話奉仕員養成研修事業
- 9 移動支援事業
- 10 地域活動支援センター機能強化事業

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ・ 更生訓練費給付

## 任意事業

- 1 日常生活支援
  - (1) 福祉ホームの運営
  - (2) 訪問入浴サービス
  - (3) 生活訓練等
  - (4) 日中一時支援
  - (5) 地域移行のための安心生活支援
  - (6) 巡回支援専門員整備【拡充】
  - (7) 相談支援事業者等(地域援助事業者)における退院支援体制確保
  - (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
  - (9) 児童発達支援センター等の機能強化等【拡充】
- 2 社会参加支援
  - (1) レクリエーション活動支援
  - (2) 芸術文化活動振興
  - (3) 点字・声の広報等発行
  - (4) 奉仕員養成研修
  - (5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進
  - (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
- 3 就業・就労支援
  - (1) 盲人ホームの運営
  - (2) 知的障害者職親委託
  - (3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業(仮称)【新規】

# 令和2年度予算案 地域生活支援事業(都道府県事業)

## 必須事業

- 1 専門性の高い相談支援事業
  - (1) 発達障害者支援センター運営事業
  - (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
  - (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
  - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
  - (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
  - (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
  - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
  - (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- 4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- 5 広域的な支援事業
  - (1) 都道府県相談支援体制整備事業
  - (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
  - (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

## 任意事業

- 1 サービス・相談支援者、指導者育成事業
  - (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
  - (2) 相談支援従事者等研修事業 **【拡充】**
  - (3) サービス管理責任者研修事業 **【拡充】**
  - (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
  - (5) 障害者ピアサポート研修事業 **【新規】**
  - (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
  - (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
  - (8) 精神障害関係従事者養成研修事業
  - (9) 精神障害支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
  - (10) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

## 任意事業

- 2 日常生活支援
  - (1) 福祉ホームの運営
  - (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練
  - (3) 音声機能障害者発声訓練
  - (4) 児童発達支援センター等の機能強化等 **【拡充】**
  - (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進
  - (6) 医療型短期入所事業所開設支援
  - (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
- 3 社会参加支援
  - (1) 手話通訳者の設置
  - (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
  - (3) 点字・声の広報等発行
  - (4) 点字による即時情報ネットワーク
  - (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
  - (6) 奉仕員養成研修
  - (7) レクリエーション活動等支援
  - (8) 芸術文化活動振興
  - (9) サービス提供者情報提供等
  - (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業
  - (11) 企業CSR連携促進
- 4 就業・就労支援
  - (1) 盲人ホームの運営
  - (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)
  - (3) 一般就労移行等促進
  - (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等
- 5 重度障害者に係る市町村特別支援
- 6 障害福祉のしごと魅力発信事業 **【新規】**

(参考) 交付税を財源として実施する事業 ・ 障害児等療育支援事業

# 令和2年度予算案 地域生活支援促進事業

○ 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業  
(補助率) 市町村事業:国1/2 都道府県事業:国1/2 又は 定額(10/10相当)

## 都道府県事業

- |                                |                                              |
|--------------------------------|----------------------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業            | 14 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業                    |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業         | 15 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業                  |
| 3 発達障害者支援体制整備事業                | 16 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業              |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業                | 17 「心のバリアフリー」推進事業                            |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業             | 18 身体障害者補助犬育成促進事業                            |
| 6 工賃向上計画支援等事業(※) <b>【拡充】</b>   | 19 発達障害児者及び家族等支援事業 <b>【一部新規】</b>             |
| 7 就労移行等連携調整事業                  | 20 発達障害診断待機解消事業                              |
| 8 障害者芸術・文化祭開催事業(※)             | 21 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業               |
| 9 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業          | 22 障害者ICTサポート総合推進事業                          |
| 10 医療的ケア児等総合支援事業 <b>【一部新規】</b> | 23 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 <b>【一部新規】</b>       |
| 11 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)  | 25 <b>聴覚障害児支援中核機能モデル事業(※) <b>【新規】</b></b>    |
| 12 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業   | 26 <b>地域における読書バリアフリー体制強化事業 <b>【新規】</b></b>   |
| 13 成年後見制度普及啓発事業                | 27 <b>地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(※) <b>【新規】</b></b> |

## 市町村事業

- |                                |                                              |
|--------------------------------|----------------------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業            | 19 発達障害児者及び家族等支援事業 <b>【一部新規】</b>             |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業                | 24 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業                        |
| 10 医療的ケア児等総合支援事業 <b>【一部新規】</b> | 27 <b>地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(※) <b>【新規】</b></b> |
| 13 成年後見制度普及啓発事業                |                                              |

(注) (※)の事業は定額(10/10相当)補助を含む。

# 国土強靱化も踏まえた社会福祉施設等の整備の推進について (社会福祉施設等施設整備費補助金)

## 現状と課題

- 平成30年に、平成30年7月豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など多くの自然災害が発生し、被害が生じたことから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)に基づき、耐震化整備、ブロック塀等改修及び非常用自家発電設備の整備を推進しているところ。
- 令和元年においても、台風第15・19号等に伴う停電・断水等により、ライフラインが長期間にわたり途絶するなど、施設機能の維持に課題を残したことから、停電・断水に対応できる非常用自家発電設備・給水設備の整備等、防災・減災対策の更なる推進を図る必要がある。
- 上記のほか、一億総活躍社会の実現に向けて、障害児・者が地域で安心し、それぞれの能力を発揮することができるよう障害福祉サービス事業所等の基盤整備を図る。

## 社会福祉施設等施設整備費補助金に係る予算と国庫補助協議における対応

- 社会福祉施設等施設整備費補助金について、
    - ・令和元年度補正予算案 83億円  
(非常用自家発電設備・給水設備整備、災害に備えるための大規模修繕・浸水洪水想定区域等からの移転)
    - ・令和2年度当初予算案 174億円  
(緊急対策に基づく耐震化整備、通常整備)
- を計上しているので、この機会に積極的に協議を行っていただきたい。

# 障害者の就労支援について

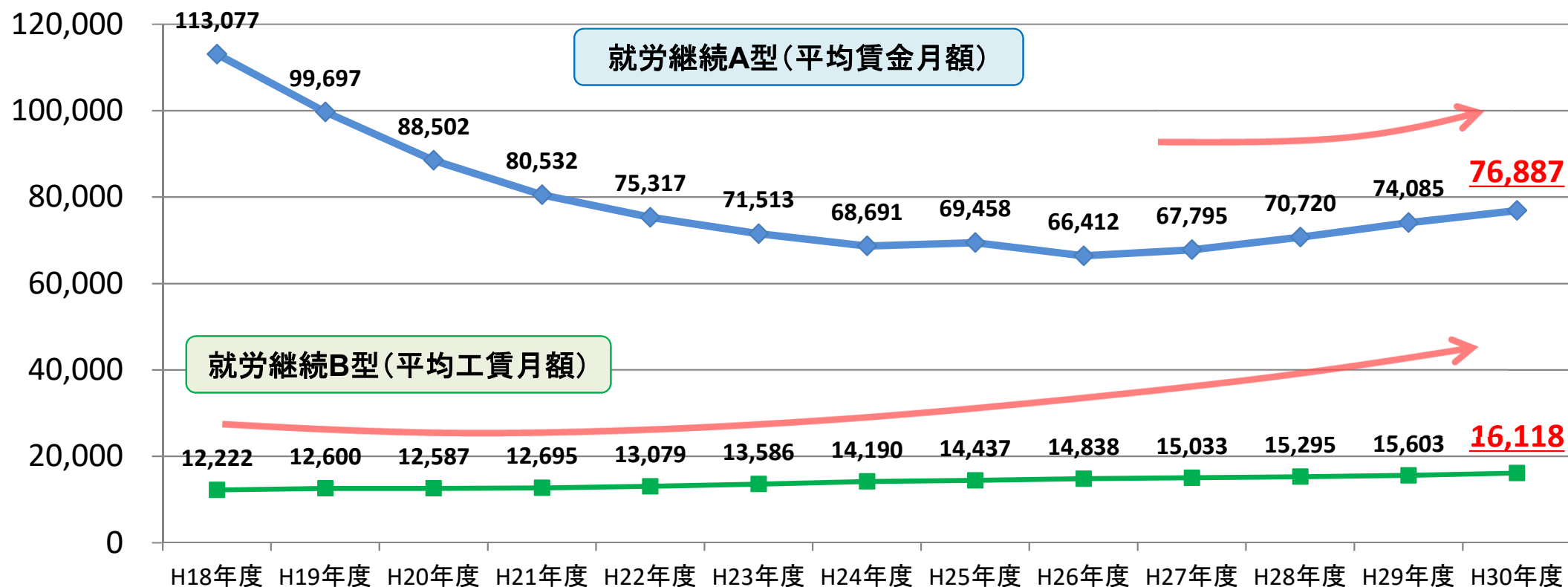
## ① 障害者の工賃・賃金の向上等について

- 就労継続支援B型事業所の全国の平均工賃月額（平成30年度）は、増加傾向にあるものの、16,118円となっており、障害者が自立した生活を送るためには未だ十分とは言えず、一層の工賃の向上が求められる。  
また、就労継続支援A型事業所の全国の平均賃金月額（平成30年度）は76,887円となっているが、障害者が安心して働き続けられるように生産活動収支から賃金を支払えるようになることを原則とし、一層の賃金の向上を目指すべきである。〔参考1〕
- 就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況（平成31年3月末時点）は、実態把握を行った事業所のうち、提出の必要がある事業所は66.2%（前回調査時：71.0%）となっており、前回調査時と比較して改善はしたが、依然として、経営改善が必要な事業所が全国に多数ある。また、そもそも事態把握が十分に実施できていない自治体もあり、引き続き、管内事業所の経営状況には注視していただきたい。〔参考2〕
- 経営改善計画書を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことであり、各自治体においては、引き続き、工賃向上計画支援等事業〔参考3〕も活用しつつ、指導と支援という観点での取組を実施していただきたい。
- 厚生労働省では、工賃・賃金の向上及び就労継続支援A型における経営改善を図るため、工賃向上計画支援等事業において予算補助による支援を実施してきている。都道府県におかれては、引き続き、管内の指定都市及び中核市が指定した事業所も含めて、事業を実施していただきたい。
- 農福連携については、令和2年度予算案においても本年度と同様に、全都道府県での実施が可能となるよう、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト（2.8億円）」を盛り込んでいるので、都道府県においては、当該予算を活用した農福連携の取組を検討していただきたい。また、厚生労働省においても、令和2年度に、いわゆる林福や水福といった取組に係るモデル事業〔参考4〕を実施する予定である。

# [参考1] 就労継続支援事業所における平均賃金・平均工賃月額推移

- 就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、**近年は増加傾向**。
- 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、**平成20年度以降、毎年増加**（H18→H30 31.9%増）。

令和元年11月25日現在



(※) 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

令和元年11月25日現在

| 都道府県 | 平成29年度 | 平成30年度 | 伸び率    |
|------|--------|--------|--------|
| 北海道  | 70,489 | 73,204 | 103.9% |
| 青森県  | 62,496 | 63,777 | 102.0% |
| 岩手県  | 75,144 | 79,343 | 105.6% |
| 宮城県  | 71,476 | 73,738 | 103.2% |
| 秋田県  | 64,167 | 69,736 | 108.7% |
| 山形県  | 72,994 | 75,615 | 103.6% |
| 福島県  | 69,917 | 74,823 | 107.0% |
| 茨城県  | 82,361 | 79,553 | 96.6%  |
| 栃木県  | 66,095 | 68,179 | 103.2% |
| 群馬県  | 66,511 | 68,442 | 102.9% |
| 埼玉県  | 70,379 | 72,909 | 103.6% |
| 千葉県  | 69,372 | 69,465 | 100.1% |
| 東京都  | 90,407 | 94,429 | 104.4% |
| 神奈川県 | 78,869 | 80,508 | 102.1% |
| 新潟県  | 67,220 | 70,520 | 104.9% |
| 富山県  | 61,412 | 65,696 | 107.0% |
| 石川県  | 67,889 | 70,175 | 103.4% |
| 福井県  | 79,910 | 82,891 | 103.7% |
| 山梨県  | 66,261 | 69,775 | 105.3% |
| 長野県  | 85,874 | 87,271 | 101.6% |
| 岐阜県  | 70,600 | 72,522 | 102.7% |
| 静岡県  | 71,575 | 77,663 | 108.5% |
| 愛知県  | 76,269 | 79,065 | 103.7% |
| 三重県  | 72,171 | 72,959 | 101.1% |

| 都道府県 | 平成29年度 | 平成30年度 | 伸び率    |
|------|--------|--------|--------|
| 滋賀県  | 84,750 | 84,006 | 99.1%  |
| 京都府  | 88,148 | 90,025 | 102.1% |
| 大阪府  | 76,493 | 78,855 | 103.1% |
| 兵庫県  | 80,347 | 84,358 | 105.0% |
| 奈良県  | 72,434 | 75,131 | 103.7% |
| 和歌山県 | 89,939 | 93,415 | 103.9% |
| 鳥取県  | 82,659 | 87,756 | 106.2% |
| 島根県  | 84,631 | 88,312 | 104.3% |
| 岡山県  | 75,096 | 78,548 | 104.6% |
| 広島県  | 84,549 | 93,182 | 110.2% |
| 山口県  | 77,583 | 79,478 | 102.4% |
| 徳島県  | 66,218 | 69,525 | 105.0% |
| 香川県  | 69,712 | 73,936 | 106.1% |
| 愛媛県  | 66,058 | 68,580 | 103.8% |
| 高知県  | 88,205 | 88,488 | 100.3% |
| 福岡県  | 69,771 | 73,264 | 105.0% |
| 佐賀県  | 82,547 | 83,766 | 101.5% |
| 長崎県  | 82,339 | 85,967 | 104.4% |
| 熊本県  | 69,621 | 72,271 | 103.8% |
| 大分県  | 78,807 | 81,467 | 103.4% |
| 宮崎県  | 61,392 | 62,776 | 102.3% |
| 鹿児島県 | 66,547 | 69,722 | 104.8% |
| 沖縄県  | 63,769 | 67,135 | 105.3% |
| 全国平均 | 74,085 | 76,887 | 103.8% |

※ 就労継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

(円／月額)

令和元年11月25日現在

| 都道府県 | 平成29年度 | 平成30年度 | 伸び率    | 都道府県 | 平成29年度 | 平成30年度 | 伸び率    |
|------|--------|--------|--------|------|--------|--------|--------|
| 北海道  | 18,810 | 18,966 | 100.8% | 滋賀県  | 18,156 | 18,722 | 103.1% |
| 青森県  | 13,559 | 14,136 | 104.3% | 京都府  | 16,724 | 16,034 | 95.9%  |
| 岩手県  | 18,982 | 19,363 | 102.0% | 大阪府  | 11,575 | 12,009 | 103.8% |
| 宮城県  | 17,862 | 17,490 | 97.9%  | 兵庫県  | 14,041 | 14,420 | 102.7% |
| 秋田県  | 15,169 | 14,869 | 98.0%  | 奈良県  | 15,206 | 16,058 | 105.6% |
| 山形県  | 11,016 | 11,651 | 105.8% | 和歌山県 | 16,565 | 16,433 | 99.2%  |
| 福島県  | 14,602 | 14,758 | 101.1% | 鳥取県  | 18,312 | 19,511 | 106.5% |
| 茨城県  | 13,198 | 14,144 | 107.2% | 島根県  | 19,133 | 19,672 | 102.8% |
| 栃木県  | 16,612 | 16,949 | 102.0% | 岡山県  | 14,160 | 14,741 | 104.1% |
| 群馬県  | 17,139 | 17,662 | 103.1% | 広島県  | 16,038 | 16,754 | 104.5% |
| 埼玉県  | 14,517 | 14,530 | 100.1% | 山口県  | 17,289 | 18,533 | 107.2% |
| 千葉県  | 14,308 | 15,013 | 104.9% | 徳島県  | 21,465 | 22,235 | 103.6% |
| 東京都  | 15,752 | 16,078 | 102.1% | 香川県  | 15,445 | 16,377 | 106.0% |
| 神奈川県 | 14,047 | 14,696 | 104.6% | 愛媛県  | 16,264 | 16,454 | 101.2% |
| 新潟県  | 14,472 | 15,189 | 105.0% | 高知県  | 19,694 | 19,889 | 101.0% |
| 富山県  | 15,645 | 15,881 | 101.5% | 福岡県  | 13,841 | 14,643 | 105.8% |
| 石川県  | 16,552 | 17,175 | 103.8% | 佐賀県  | 18,419 | 18,912 | 102.7% |
| 福井県  | 22,312 | 21,829 | 97.8%  | 長崎県  | 16,389 | 16,759 | 102.3% |
| 山梨県  | 15,741 | 16,665 | 105.9% | 熊本県  | 14,490 | 15,100 | 104.2% |
| 長野県  | 15,787 | 16,130 | 102.2% | 大分県  | 17,101 | 17,977 | 105.1% |
| 岐阜県  | 14,010 | 15,340 | 109.5% | 宮崎県  | 18,585 | 19,218 | 103.4% |
| 静岡県  | 15,675 | 16,285 | 103.9% | 鹿児島県 | 16,174 | 16,438 | 101.6% |
| 愛知県  | 15,297 | 16,738 | 109.4% | 沖縄県  | 14,940 | 15,779 | 105.6% |
| 三重県  | 14,915 | 15,561 | 104.3% | 全国平均 | 15,603 | 16,118 | 103.3% |

※ 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

(円／月額)

調査概要

(令和元年12月16日現在)

全国の就労継続支援 A 型のうち、経営改善計画書を提出する必要がある事業所の状況等を調査。

調査結果

- 都道府県等により実態把握を行った3,162事業所のうち、経営改善計画書の提出が必要ない事業所は1,069 (33.8%)、必要がある事業所は2,093 (66.2%)
- 経営改善計画書を提出する必要がある事業所2,093のうち、提出済み事業所は1,853 (88.5%)
- 経営改善計画書の提出の必要がある事業所2,093のうち、営利法人の設立 5 年未満の事業所が約 4 割 (41.4%)。

【経営改善計画書の提出状況 (平成31年3月31日時点調査)】

| 指定権者              | 指定事業<br>所数       | 実態把握<br>済み<br>事業所数 | 経営改善計画書の提出状況               |                  |                            |                  |                  |                  |
|-------------------|------------------|--------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|------------------|------------------|------------------|
|                   |                  |                    | 必要なし<br>(生産活動収支≧利用者賃<br>金) |                  | 必要あり<br>(生産活動収支<<br>利用者賃金) |                  | 提出済              | 提出率              |
|                   |                  |                    |                            |                  |                            |                  |                  |                  |
| ①<br>都道府県<br>(47) | 2,149<br>(2,209) | 1,750<br>(1,784)   | 610<br>(530)               | 34.9%<br>(29.7%) | 1,140<br>(1,254)           | 65.1%<br>(70.3%) | 1,070<br>(986)   | 93.9%<br>(78.6%) |
| ②<br>指定都市<br>(20) | 948<br>(912)     | 753<br>(618)       | 216<br>(158)               | 28.7%<br>(25.6%) | 537<br>(460)               | 71.3%<br>(74.4%) | 394<br>(412)     | 73.4%<br>(89.6%) |
| ③<br>中核市<br>(48)  | 780<br>(710)     | 659<br>(634)       | 243<br>(191)               | 36.9%<br>(30.1%) | 416<br>(443)               | 63.1%<br>(69.9%) | 389<br>(371)     | 93.5%<br>(83.7%) |
| 合 計               | 3,877<br>(3,831) | 3,162<br>(3,036)   | 1,069<br>(879)             | 33.8%<br>(29.0%) | 2,093<br>(2,157)           | 66.2%<br>(71.0%) | 1,853<br>(1,769) | 88.5%<br>(82.0%) |

【経営改善計画書の提出が必要な事業所の内訳】

|      |                | 5年以上                             | 5年未満                                 | 合計                                   |
|------|----------------|----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 法人種別 | 社会福祉法人         | 161<br>(160)<br>7.7%<br>(7.4%)   | 52<br>(89)<br>2.5%<br>(4.1%)         | 213<br>(249)<br>10.2%<br>(11.5%)     |
|      |                | 499<br>(252)<br>23.8%<br>(11.7%) | 867<br>(1,073)<br>41.4%<br>(49.7%)   | 1,366<br>(1,325)<br>65.3%<br>(61.4%) |
|      |                | 178<br>(134)<br>8.5%<br>(6.2%)   | 108<br>(192)<br>5.2%<br>(8.9%)       | 286<br>(326)<br>13.7%<br>(15.1%)     |
|      | 営利法人           | 82<br>(33)<br>3.9%<br>(1.5%)     | 146<br>(224)<br>7.0%<br>(10.4%)      | 228<br>(257)<br>10.9%<br>(11.9%)     |
|      |                | 920<br>(579)<br>44.0%<br>(26.8%) | 1,173<br>(1,578)<br>56.0%<br>(73.2%) | 2,093<br>(2,157)<br>100.0%           |
|      | 非営利法人<br>(NPO) | 82<br>(33)<br>3.9%<br>(1.5%)     | 146<br>(224)<br>7.0%<br>(10.4%)      | 228<br>(257)<br>10.9%<br>(11.9%)     |
|      |                | 920<br>(579)<br>44.0%<br>(26.8%) | 1,173<br>(1,578)<br>56.0%<br>(73.2%) | 2,093<br>(2,157)<br>100.0%           |
|      |                | 178<br>(134)<br>8.5%<br>(6.2%)   | 108<br>(192)<br>5.2%<br>(8.9%)       | 286<br>(326)<br>13.7%<br>(15.1%)     |
|      | その他            | 82<br>(33)<br>3.9%<br>(1.5%)     | 146<br>(224)<br>7.0%<br>(10.4%)      | 228<br>(257)<br>10.9%<br>(11.9%)     |
|      |                | 920<br>(579)<br>44.0%<br>(26.8%) | 1,173<br>(1,578)<br>56.0%<br>(73.2%) | 2,093<br>(2,157)<br>100.0%           |

※ 指定事業所数には、実態把握済み事業所数、実態把握中の事業所数、新規指定から6月未満の事業所数及び休止中の事業所数を含む。  
※ ( ) 内に昨年度の状況 (平成29年度12月末時点) を記載。

【①都道府県別】 就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況（平成31年3月末時点）

第97回社会保障審議会障害者部会  
（令和元年12月16日）資料2(抜粋)

（令和元年12月16日現在）

| 指定権者 | 指定事業所数 | 実態把握済み事業所数 | 経営改善計画書の提出状況       |       |                    |       |     |        |
|------|--------|------------|--------------------|-------|--------------------|-------|-----|--------|
|      |        |            | 必要なし（生産活動収支≥利用者賃金） |       | 必要あり（生産活動収支<利用者賃金） |       | 提出済 |        |
|      |        |            |                    |       |                    |       |     |        |
| 北海道  | 112    | 102        | 33                 | 32.4% | 69                 | 67.6% | 60  | 87.0%  |
| 青森県  | 48     | 16         | 6                  | 37.5% | 10                 | 62.5% | 9   | 90.0%  |
| 岩手県  | 28     | 24         | 11                 | 45.8% | 13                 | 54.2% | 12  | 92.3%  |
| 宮城県  | 32     | 26         | 8                  | 30.8% | 18                 | 69.2% | 18  | 100.0% |
| 秋田県  | 15     | 13         | 3                  | 23.1% | 10                 | 76.9% | 10  | 100.0% |
| 山形県  | 26     | 25         | 6                  | 24.0% | 19                 | 76.0% | 0   | —      |
| 福島県  | 11     | 7          | 2                  | 28.6% | 5                  | 71.4% | 5   | 100.0% |
| 茨城県  | 78     | 35         | 3                  | 8.6%  | 32                 | 91.4% | 32  | 100.0% |
| 栃木県  | 30     | 29         | 4                  | 13.8% | 25                 | 86.2% | 25  | 100.0% |
| 群馬県  | 20     | 16         | 8                  | 50.0% | 8                  | 50.0% | 7   | 87.5%  |
| 埼玉県  | 42     | 41         | 4                  | 9.8%  | 37                 | 90.2% | 35  | 94.6%  |
| 千葉県  | 56     | 49         | 15                 | 30.6% | 34                 | 69.4% | 34  | 100.0% |
| 東京都  | 94     | 90         | 38                 | 42.2% | 52                 | 57.8% | 52  | 100.0% |
| 神奈川県 | 28     | 26         | 7                  | 26.9% | 19                 | 73.1% | 17  | 89.5%  |
| 新潟県  | 23     | 21         | 7                  | 33.3% | 14                 | 66.7% | 13  | 92.9%  |
| 富山県  | 30     | 28         | 2                  | 7.1%  | 26                 | 92.9% | 26  | 100.0% |
| 石川県  | 33     | 32         | 11                 | 34.4% | 21                 | 65.6% | 21  | 100.0% |
| 福井県  | 68     | 67         | 18                 | 26.9% | 49                 | 73.1% | 49  | 100.0% |
| 山梨県  | 24     | 18         | 5                  | 27.8% | 13                 | 72.2% | 13  | 100.0% |
| 長野県  | 34     | 34         | 22                 | 64.7% | 12                 | 35.3% | 12  | 100.0% |
| 岐阜県  | 84     | 82         | 38                 | 46.3% | 44                 | 53.7% | 40  | 90.9%  |
| 静岡県  | 49     | 44         | 16                 | 36.4% | 28                 | 63.6% | 25  | 89.3%  |
| 愛知県  | 110    | 79         | 17                 | 21.5% | 62                 | 78.5% | 59  | 95.2%  |
| 三重県  | 75     | 73         | 18                 | 24.7% | 55                 | 75.3% | 55  | 100.0% |

| 指定権者 | 指定事業所数 | 実態把握済み事業所数 | 経営改善計画書の提出状況       |        |                    |       |       |        |
|------|--------|------------|--------------------|--------|--------------------|-------|-------|--------|
|      |        |            | 必要なし（生産活動収支≥利用者賃金） |        | 必要あり（生産活動収支<利用者賃金） |       | 提出済   |        |
|      |        |            |                    |        |                    |       |       |        |
| 滋賀県  | 22     | 17         | 10                 | 58.8%  | 7                  | 41.2% | 6     | 85.7%  |
| 京都府  | 30     | 30         | 23                 | 76.7%  | 7                  | 23.3% | 6     | 85.7%  |
| 大阪府  | 92     | 63         | 13                 | 20.6%  | 50                 | 79.4% | 46    | 92.0%  |
| 兵庫県  | 51     | 35         | 15                 | 42.9%  | 20                 | 57.1% | 19    | 95.0%  |
| 奈良県  | 29     | 13         | 6                  | 46.2%  | 7                  | 53.8% | 7     | 100.0% |
| 和歌山県 | 30     | 30         | 7                  | 23.3%  | 23                 | 76.7% | 18    | 78.3%  |
| 鳥取県  | 19     | 13         | 8                  | 61.5%  | 5                  | 38.5% | 5     | 100.0% |
| 島根県  | 21     | 18         | 11                 | 61.1%  | 7                  | 38.9% | 7     | 100.0% |
| 岡山県  | 49     | 48         | 16                 | 33.3%  | 32                 | 66.7% | 32    | 100.0% |
| 広島県  | 24     | 20         | 8                  | 40.0%  | 12                 | 60.0% | 12    | 100.0% |
| 山口県  | 32     | 30         | 12                 | 40.0%  | 18                 | 60.0% | 17    | 94.4%  |
| 徳島県  | 28     | 26         | 10                 | 38.5%  | 16                 | 61.5% | 16    | 100.0% |
| 香川県  | 12     | 10         | 8                  | 80.0%  | 2                  | 20.0% | 2     | 100.0% |
| 愛媛県  | 35     | 32         | 9                  | 28.1%  | 23                 | 71.9% | 23    | 100.0% |
| 高知県  | 11     | 11         | 7                  | 63.6%  | 4                  | 36.4% | 4     | 100.0% |
| 福岡県  | 129    | 68         | 28                 | 41.2%  | 40                 | 58.8% | 40    | 100.0% |
| 佐賀県  | 43     | 38         | 15                 | 39.5%  | 23                 | 60.5% | 23    | 100.0% |
| 長崎県  | 40     | 9          | 9                  | 100.0% | 0                  | —     | 0     | —      |
| 熊本県  | 118    | 113        | 33                 | 29.2%  | 80                 | 70.8% | 80    | 100.0% |
| 大分県  | 34     | 33         | 21                 | 63.6%  | 12                 | 36.4% | 12    | 100.0% |
| 宮崎県  | 23     | 22         | 12                 | 54.5%  | 10                 | 45.5% | 10    | 100.0% |
| 鹿児島県 | 32     | 13         | 12                 | 92.3%  | 1                  | 7.7%  | 1     | 100.0% |
| 沖縄県  | 95     | 81         | 15                 | 18.5%  | 66                 | 81.5% | 55    | 83.3%  |
| 計    | 2,149  | 1,750      | 610                | 34.9%  | 1,140              | 65.1% | 1,070 | 93.9%  |

注）指定都市及び中核市が指定権者である事業所は含まない。

# 【②指定都市別】 就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況（平成31年3月末時点）

第97回社会保障審議会障害者部会  
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

(令和元年12月16日現在)

| 指定権者  | 指定事業所数 | 実態把握済み事業所数 | 経営改善計画書の提出状況       |       |                    |        |     |        |
|-------|--------|------------|--------------------|-------|--------------------|--------|-----|--------|
|       |        |            | 必要なし（生産活動収支≧利用者賃金） |       | 必要あり（生産活動収支<利用者賃金） |        | 提出済 | 提出率    |
| 札幌市   | 119    | 76         | 10                 | 13.2% | 66                 | 86.8%  | 38  | 57.6%  |
| 仙台市   | 20     | 8          | 5                  | 62.5% | 3                  | 37.5%  | 0   | —      |
| さいたま市 | 22     | 22         | 6                  | 27.3% | 16                 | 72.7%  | 13  | 81.3%  |
| 千葉市   | 15     | 14         | 5                  | 35.7% | 9                  | 64.3%  | 9   | 100.0% |
| 横浜市   | 35     | 23         | 7                  | 30.4% | 16                 | 69.6%  | 1   | 6.3%   |
| 川崎市   | 12     | 11         | 0                  | —     | 11                 | 100.0% | 11  | 100.0% |
| 相模原市  | 9      | 8          | 0                  | —     | 8                  | 100.0% | 0   | —      |
| 新潟市   | 17     | 14         | 4                  | 28.6% | 10                 | 71.4%  | 10  | 100.0% |
| 静岡市   | 26     | 5          | 0                  | —     | 5                  | 100.0% | 5   | 100.0% |
| 浜松市   | 28     | 25         | 11                 | 44.0% | 14                 | 56.0%  | 14  | 100.0% |
| 名古屋市  | 101    | 90         | 22                 | 24.4% | 68                 | 75.6%  | 68  | 100.0% |
| 京都市   | 43     | 42         | 16                 | 38.1% | 26                 | 61.9%  | 26  | 100.0% |
| 大阪市   | 170    | 118        | 20                 | 16.9% | 98                 | 83.1%  | 19  | 19.4%  |
| 堺市    | 18     | 17         | 6                  | 35.3% | 11                 | 64.7%  | 11  | 100.0% |
| 神戸市   | 45     | 37         | 16                 | 43.2% | 21                 | 56.8%  | 21  | 100.0% |
| 岡山市   | 66     | 64         | 10                 | 15.6% | 54                 | 84.4%  | 54  | 100.0% |
| 広島市   | 37     | 33         | 9                  | 27.3% | 24                 | 72.7%  | 24  | 100.0% |
| 北九州市  | 43     | 42         | 17                 | 40.5% | 25                 | 59.5%  | 25  | 100.0% |
| 福岡市   | 68     | 59         | 36                 | 61.0% | 23                 | 39.0%  | 23  | 100.0% |
| 熊本市   | 54     | 45         | 16                 | 35.6% | 29                 | 64.4%  | 22  | 75.9%  |
| 計     | 948    | 753        | 216                | 28.7% | 537                | 71.3%  | 394 | 73.4%  |

# 【③中核市別】就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況（平成31年3月末時点）

第97回社会保障審議会障害者部会  
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

(令和元年12月16日現在)

| 指定権者 | 指定事業所数 | 実態把握済み事業所数 | 経営改善計画書の提出状況       |       |                    |        |     |        |
|------|--------|------------|--------------------|-------|--------------------|--------|-----|--------|
|      |        |            | 必要なし（生産活動収支≧利用者賃金） |       | 必要あり（生産活動収支<利用者賃金） |        | 提出済 |        |
|      |        |            |                    |       |                    |        |     |        |
| 函館市  | 6      | 3          | 1                  | 33.3% | 2                  | 66.7%  | 2   | 100.0% |
| 旭川市  | 7      | 7          | 4                  | 57.1% | 3                  | 42.9%  | 3   | 100.0% |
| 青森市  | 23     | 22         | 4                  | 18.2% | 18                 | 81.8%  | 17  | 94.4%  |
| 八戸市  | 18     | 16         | 3                  | 18.8% | 13                 | 81.3%  | 13  | 100.0% |
| 盛岡市  | 18     | 16         | 6                  | 37.5% | 10                 | 62.5%  | 10  | 100.0% |
| 秋田市  | 8      | 8          | 1                  | 12.5% | 7                  | 87.5%  | 7   | 100.0% |
| 福島市  | 5      | 2          | 0                  | —     | 2                  | 100.0% | 2   | 100.0% |
| 郡山市  | 7      | 7          | 4                  | 57.1% | 3                  | 42.9%  | 3   | 100.0% |
| いわき市 | 6      | 2          | 1                  | 50.0% | 1                  | 50.0%  | 1   | 100.0% |
| 宇都宮市 | 22     | 18         | 6                  | 33.3% | 12                 | 66.7%  | 12  | 100.0% |
| 前橋市  | 5      | 5          | 2                  | 40.0% | 3                  | 60.0%  | 3   | 100.0% |
| 高崎市  | 9      | 0          | 0                  | —     | 0                  | —      | 0   | —      |
| 川越市  | 11     | 8          | 3                  | 37.5% | 5                  | 62.5%  | 4   | 80.0%  |
| 川口市  | 7      | 6          | 4                  | 66.7% | 2                  | 33.3%  | 2   | 100.0% |
| 越谷市  | 9      | 6          | 0                  | —     | 6                  | 100.0% | 6   | 100.0% |
| 船橋市  | 11     | 10         | 2                  | 20.0% | 8                  | 80.0%  | 8   | 100.0% |
| 柏市   | 4      | 3          | 2                  | 66.7% | 1                  | 33.3%  | 1   | 100.0% |
| 八王子市 | 6      | 5          | 2                  | 40.0% | 3                  | 60.0%  | 3   | 100.0% |
| 横須賀市 | 3      | 2          | 1                  | 50.0% | 1                  | 50.0%  | 1   | 100.0% |
| 富山市  | 33     | 32         | 7                  | 21.9% | 25                 | 78.1%  | 25  | 100.0% |
| 金沢市  | 25     | 23         | 5                  | 21.7% | 18                 | 78.3%  | 18  | 100.0% |
| 長野市  | 8      | 6          | 2                  | 33.3% | 4                  | 66.7%  | 4   | 100.0% |
| 岐阜市  | 37     | 33         | 12                 | 36.4% | 21                 | 63.6%  | 20  | 95.2%  |
| 豊橋市  | 12     | 11         | 7                  | 63.6% | 4                  | 36.4%  | 3   | 75.0%  |
| 岡崎市  | 6      | 6          | 0                  | —     | 6                  | 100.0% | 6   | 100.0% |
| 豊田市  | 8      | 5          | 2                  | 40.0% | 3                  | 60.0%  | 3   | 100.0% |
| 大津市  | 6      | 5          | 1                  | 20.0% | 4                  | 80.0%  | 4   | 100.0% |

| 指定権者 | 指定事業所数 | 実態把握済み事業所数 | 経営改善計画書の提出状況       |       |                    |        |     |        |
|------|--------|------------|--------------------|-------|--------------------|--------|-----|--------|
|      |        |            | 必要なし（生産活動収支≧利用者賃金） |       | 必要あり（生産活動収支<利用者賃金） |        | 提出済 |        |
|      |        |            |                    |       |                    |        |     |        |
| 豊中市  | 6      | 5          | 1                  | 20.0% | 4                  | 80.0%  | 2   | 50.0%  |
| 高槻市  | 2      | 2          | 0                  | —     | 2                  | 100.0% | 2   | 100.0% |
| 枚方市  | 8      | 5          | 0                  | —     | 5                  | 100.0% | 5   | 100.0% |
| 八尾市  | 16     | 15         | 1                  | 6.7%  | 14                 | 93.3%  | 14  | 100.0% |
| 東大阪市 | 19     | 14         | 2                  | 14.3% | 12                 | 85.7%  | 10  | 83.3%  |
| 姫路市  | 12     | 12         | 5                  | 41.7% | 7                  | 58.3%  | 7   | 100.0% |
| 尼崎市  | 21     | 14         | 2                  | 14.3% | 12                 | 85.7%  | 6   | 50.0%  |
| 明石市  | 9      | 8          | 3                  | 37.5% | 5                  | 62.5%  | 1   | 20.0%  |
| 西宮市  | 18     | 11         | 5                  | 45.5% | 6                  | 54.5%  | 6   | 100.0% |
| 奈良市  | 16     | 12         | 6                  | 50.0% | 6                  | 50.0%  | 6   | 100.0% |
| 和歌山市 | 21     | 20         | 9                  | 45.0% | 11                 | 55.0%  | 11  | 100.0% |
| 鳥取市  | 11     | 4          | 2                  | 50.0% | 2                  | 50.0%  | 2   | 100.0% |
| 松江市  | 13     | 12         | 7                  | 58.3% | 5                  | 41.7%  | 5   | 100.0% |
| 倉敷市  | 32     | 32         | 10                 | 31.3% | 22                 | 68.8%  | 21  | 95.5%  |
| 呉市   | 5      | 5          | 2                  | 40.0% | 3                  | 60.0%  | 3   | 100.0% |
| 福山市  | 17     | 16         | 8                  | 50.0% | 8                  | 50.0%  | 8   | 100.0% |
| 下関市  | 5      | 5          | 0                  | —     | 5                  | 100.0% | 5   | 100.0% |
| 高松市  | 14     | 13         | 8                  | 61.5% | 5                  | 38.5%  | 5   | 100.0% |
| 松山市  | 42     | 39         | 20                 | 51.3% | 19                 | 48.7%  | 19  | 100.0% |
| 高知市  | 11     | 11         | 8                  | 72.7% | 3                  | 27.3%  | 3   | 100.0% |
| 久留米市 | 27     | 22         | 5                  | 22.7% | 17                 | 77.3%  | 16  | 94.1%  |
| 長崎市  | 12     | 11         | 5                  | 45.5% | 6                  | 54.5%  | 6   | 100.0% |
| 佐世保市 | 14     | 13         | 5                  | 38.5% | 8                  | 61.5%  | 8   | 100.0% |
| 大分市  | 33     | 25         | 16                 | 64.0% | 9                  | 36.0%  | 9   | 100.0% |
| 宮崎市  | 28     | 26         | 12                 | 46.2% | 14                 | 53.8%  | 14  | 100.0% |
| 鹿児島市 | 29     | 29         | 13                 | 44.8% | 16                 | 55.2%  | 9   | 56.3%  |
| 那覇市  | 19     | 11         | 6                  | 54.5% | 5                  | 45.5%  | 5   | 100.0% |
| 計    | 780    | 659        | 243                | 36.9% | 416                | 63.1%  | 389 | 93.5%  |

# [参考3]工賃向上計画支援等事業の概要

|                       |   |                                       |                     |
|-----------------------|---|---------------------------------------|---------------------|
| 令和元年度予算額<br>560,363千円 | → | 令和2年度予算案<br>598,138千円<br>(地域生活支援促進事業) | 差引増▲減額<br>+37,775千円 |
|-----------------------|---|---------------------------------------|---------------------|

## 事業目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。

## 事業の実施主体

○都道府県(基本事業及び特別事業) ※(1)②については社会福祉法人等に補助して行うことも可能

### (1)基本事業(補助率:1/2)

#### ①工賃等向上事業

##### 1.経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

##### 2.品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

##### 3.事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

##### 4.販路開拓支援

- 芸術文化も含めた商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

#### ②在宅就業マッチング支援等事業 見直し

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援 ※特別事業からの変更(事業内容見直し)

#### ③共同受注窓口の機能強化事業 見直し

- 全都道府県における障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行うための関係者の連絡調整等(都道府県内行政機関は全て参画すること)を実施することにより、都道府県単位の共同受注窓口の強化を行う。併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。

### (2)特別事業(補助率:10/10)

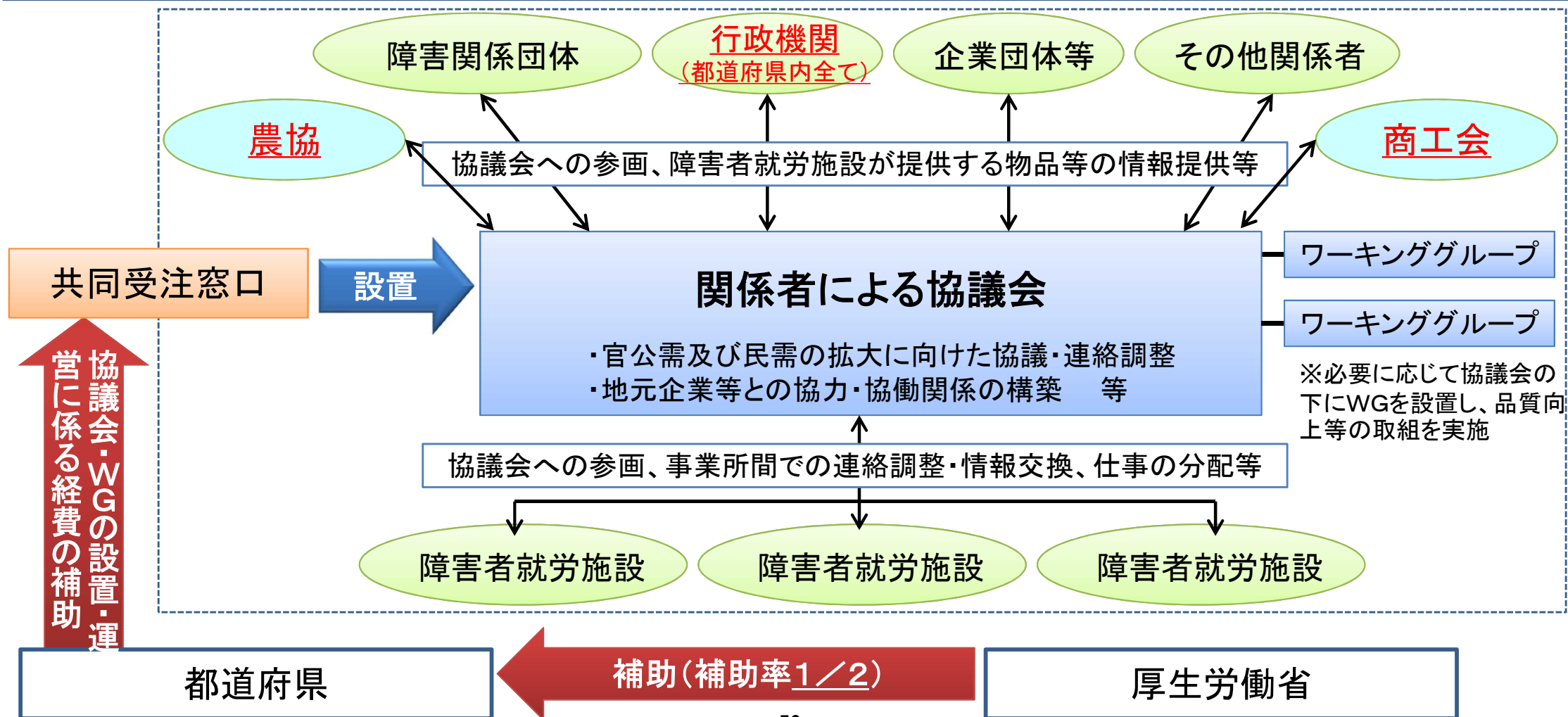
#### ①農福連携による就農促進プロジェクト 拡充

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

令和元年度予算額  
24,442千円令和2年度予算案  
52,217千円差引増▲減額  
+27,775千円

(地域生活支援促進事業)

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。
- 併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。



# 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

|                       |                                         |                     |
|-----------------------|-----------------------------------------|---------------------|
| 令和元年度予算額<br>269,310千円 | → 令和2年度予算案<br>279,310千円<br>(地域生活支援促進事業) | 差引増▲減額<br>+10,000千円 |
|-----------------------|-----------------------------------------|---------------------|

## 事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

## 実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

## 補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

### ○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

### ○農福連携マルシェ開催支援事業【拡充】

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（2020オリンピック・パラリンピック東京大会に合わせて、ブロック単位でも開催できるよう拡充）

### ○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

### ○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

## <事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10/10

都道府県

農福連携マルシェの  
開催※委託による実施可

専門家の派遣等の  
支援等※委託による実施可

障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



## [参考4]農福連携等推進事業

### 事業目的

農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農作業の枠を越えて、林業や水産業等といった地域に根ざした1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック（事例集・マニュアル）を作成するとともに関係者による農福連携等推進協議会を開催することにより、横展開を図る。

### 実施主体

民間団体等への委託

### 事業内容

①「林福」、「水福」等に取り組んでいる事例の把握・収集

②「林福」「水福」等の課題の把握・分析を行い、解決策を検討し、取組方法を検討

③検討結果を踏まえて、モデル事業を実施

④事例集とマニュアル入れ込んだ農福連携等ガイドブックを作成

⑤農福連携等推進協議会を開催（事例の発表・ガイドブックの紹介等）

農福連携等への意識を醸成

|                 |   |                                     |                     |
|-----------------|---|-------------------------------------|---------------------|
| 令和元年度予算額<br>0千円 | → | 令和2年度予算案<br>52,000千円<br>(保健福祉調査委託費) | 差引増▲減額<br>+52,000千円 |
|-----------------|---|-------------------------------------|---------------------|

林業や水産業などへの  
の拡がり



## ② 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進について

### 【市町村における調達方針の作成状況について】

- 障害者優先調達推進法において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という）を作成することとされている。
- 調達方針の作成率は、都道府県が100%である一方、市町村では96.2%（平成30年度末時点）であり、未だに作成していない市町村もある。調達方針の作成は法律上の義務であることから、例えば、地域に障害者就労施設等がない市町村でも作成しなければならない。改めて調達方針の作成について徹底願いたい。〔参考1〕

### 【障害者就労施設等からの調達実績について】

- 平成30年度の調達実績は平成29年度と比べ0.48億円の増加であった。市町村が引き続き調達実績（金額）全体の約7割を占めており、平成30年度の市町村及び国の実績は前年度比約3%増加、都道府県の実績は前年度比約10%減となったことなどにより、全体としては微増となっている。〔参考2〕
- 各自治体においては、調達方針で各々定める目標を達成すべく、共同受注窓口の活用を含め、個別具体的な対応策を講じ、障害者優先調達推進法に基づく取組を目に見える形で推進していただきたい。
- 令和2年度予算案においては、「工賃向上計画支援等事業」の「共同受注窓口の機能強化事業」を特別事業から基本事業（補助率：1/2）に変更するとともに、全都道府県で事業を行なうことができるよう、大幅に拡充しているので、各都道府県においては、積極的に当該事業を活用いただきたい。

### 【障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するための取組について】

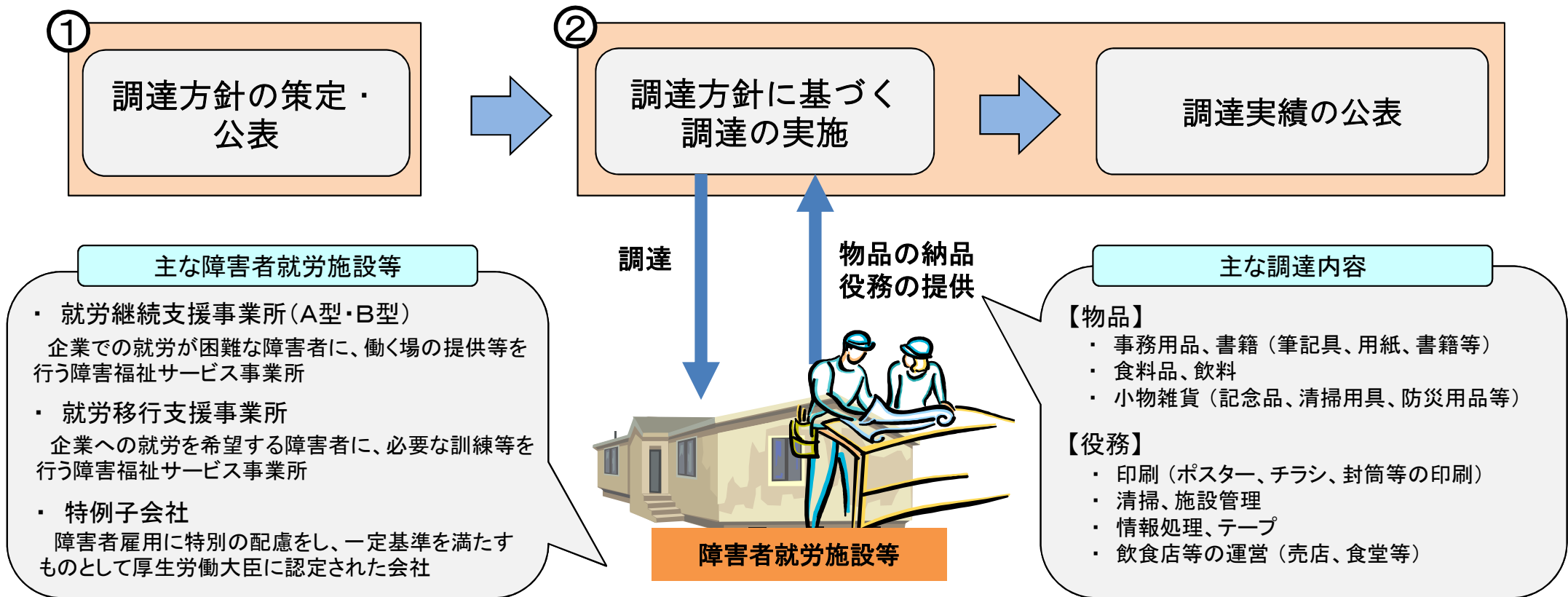
- 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、今年度は、新たに各府省と障害者就労施設等を「橋渡し」する取組（「障害者優先調達情報交換会（10月28日開催）」）を実施しているので、参考にしていただきたい。〔参考3〕

## 【参考1】 障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

- 国等は、障害者優先調達推進法(注)に基づき、毎年度、次の取組により、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進。

注：平成25年4月1日施行(平成24年6月20日成立(議員立法))

- ① 調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表
- ② 調達方針に基づき、物品等の調達を行い、年度終了後、調達実績を公表



※ 国のほか、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人においても同様の取組を実施

# 市区町村の調達方針作成状況(平成30年度)

※平成31年3月31日時点

|            | 対象市区町村       | 策定済み市区町村     | 未策定市区町村   | 策定割合         |
|------------|--------------|--------------|-----------|--------------|
| <b>全国計</b> | <b>1,741</b> | <b>1,674</b> | <b>67</b> | <b>96.2%</b> |
| 北海道        | 179          | 145          | 34        | 81.0%        |
| 青森県        | 40           | 40           | 0         | 100.0%       |
| 岩手県        | 33           | 32           | 1         | 97.0%        |
| 宮城県        | 35           | 33           | 2         | 94.3%        |
| 秋田県        | 25           | 25           | 0         | 100.0%       |
| 山形県        | 35           | 35           | 0         | 100.0%       |
| 福島県        | 59           | 53           | 6         | 89.8%        |
| 茨城県        | 44           | 44           | 0         | 100.0%       |
| 栃木県        | 25           | 25           | 0         | 100.0%       |
| 群馬県        | 35           | 35           | 0         | 100.0%       |
| 埼玉県        | 63           | 63           | 0         | 100.0%       |
| 千葉県        | 54           | 54           | 0         | 100.0%       |
| 東京都        | 62           | 57           | 5         | 91.9%        |
| 神奈川県       | 33           | 32           | 1         | 97.0%        |
| 新潟県        | 30           | 28           | 2         | 93.3%        |
| 富山県        | 15           | 15           | 0         | 100.0%       |
| 石川県        | 19           | 19           | 0         | 100.0%       |
| 福井県        | 17           | 17           | 0         | 100.0%       |
| 山梨県        | 27           | 27           | 0         | 100.0%       |
| 長野県        | 77           | 77           | 0         | 100.0%       |
| 岐阜県        | 42           | 42           | 0         | 100.0%       |
| 静岡県        | 35           | 35           | 0         | 100.0%       |
| 愛知県        | 54           | 54           | 0         | 100.0%       |

|      | 対象市区町村 | 策定済み市区町村 | 未策定市区町村 | 策定割合   |
|------|--------|----------|---------|--------|
| 三重県  | 29     | 29       | 0       | 100.0% |
| 滋賀県  | 19     | 16       | 3       | 84.2%  |
| 京都府  | 26     | 26       | 0       | 100.0% |
| 大阪府  | 43     | 43       | 0       | 100.0% |
| 兵庫県  | 41     | 39       | 2       | 95.1%  |
| 奈良県  | 39     | 39       | 0       | 100.0% |
| 和歌山県 | 30     | 30       | 0       | 100.0% |
| 鳥取県  | 19     | 18       | 1       | 94.7%  |
| 島根県  | 19     | 19       | 0       | 100.0% |
| 岡山県  | 27     | 27       | 0       | 100.0% |
| 広島県  | 23     | 23       | 0       | 100.0% |
| 山口県  | 19     | 19       | 0       | 100.0% |
| 徳島県  | 24     | 24       | 0       | 100.0% |
| 香川県  | 17     | 17       | 0       | 100.0% |
| 愛媛県  | 20     | 20       | 0       | 100.0% |
| 高知県  | 34     | 33       | 1       | 97.1%  |
| 福岡県  | 60     | 60       | 0       | 100.0% |
| 佐賀県  | 20     | 20       | 0       | 100.0% |
| 長崎県  | 21     | 21       | 0       | 100.0% |
| 熊本県  | 45     | 45       | 0       | 100.0% |
| 大分県  | 18     | 18       | 0       | 100.0% |
| 宮崎県  | 26     | 25       | 1       | 96.2%  |
| 鹿児島県 | 43     | 40       | 3       | 93.0%  |
| 沖縄県  | 41     | 36       | 5       | 87.8%  |

※障害福祉課調べ（各都道府県を通じて集計）

※市町村には特別区を含む。

# [参考2]障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

(平成25年度(法施行後)から平成30年度までの障害者就労施設等からの調達実績)

○ 調達実績は、全体の合計額について、法施行後、5年連続で増加。

(令和元年10月24日現在)

|          | 平成25年度 |          | 平成26年度 |           | 平成27年度  |           | 平成28年度  |           | 平成29年度  |           | 平成30年度  |           | 増減     |          |
|----------|--------|----------|--------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|--------|----------|
|          | 件数     | 金額       | 件数     | 金額        | 件数      | 金額        | 件数      | 金額        | 件数      | 金額        | 件数      | 金額        | 件数     | 金額       |
| 国        | 2,628  | 5. 6億円   | 4,491  | 6. 38億円   | 4,878   | 6. 44億円   | 5,769   | 8. 17億円   | 5,876   | 8. 56億円   | 6,069   | 8. 85億円   | 193    | +0. 30億円 |
| 独立行政法人等  | 3,062  | 6. 9億円   | 4,474  | 8. 24億円   | 5,052   | 9. 96億円   | 5,819   | 10. 40億円  | 6,847   | 13. 15億円  | 6,866   | 13. 56億円  | 19     | +0. 41億円 |
| 都道府県     | 14,596 | 21. 4億円  | 18,368 | 25. 91億円  | 21,537  | 26. 71億円  | 23,640  | 25. 16億円  | 24,814  | 27. 51億円  | 26,320  | 24. 77億円  | 1,506  | －2. 74億円 |
| 市町村      | 43,481 | 86. 6億円  | 57,974 | 106. 05億円 | 68,613  | 110. 57億円 | 79,861  | 123. 85億円 | 95,286  | 124. 85億円 | 91,447  | 128. 26億円 | －3,839 | +3. 41億円 |
| 地方独立行政法人 | 1,150  | 2. 5億円   | 3,751  | 4. 67億円   | 2,783   | 3. 55億円   | 2,001   | 3. 57億円   | 2,213   | 3. 90億円   | 9,649   | 2. 96億円   | 7,436  | －0. 94億円 |
| 合 計      | 64,917 | 123. 0億円 | 89,058 | 151. 25億円 | 102,863 | 157. 23億円 | 117,090 | 171. 15億円 | 135,036 | 177. 93億円 | 140,351 | 178. 41億円 | 5,315  | +0. 48億円 |

# 都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（平成30年度）

（単位：千円）

|      | （参考）平成29年度 |         | 平成30年度 |         | （参考）前年度比較 |          |
|------|------------|---------|--------|---------|-----------|----------|
|      | 件数         | 契約額     | 件数     | 契約額     | 件数        | 契約額      |
| 北海道  | 606        | 140,834 | 697    | 116,176 | 91        | ▲24,657  |
| 青森県  | 206        | 48,113  | 209    | 47,005  | 3         | ▲1,109   |
| 岩手県  | 283        | 15,887  | 352    | 21,901  | 69        | 6,014    |
| 宮城県  | 463        | 18,888  | 411    | 17,632  | ▲52       | ▲1,256   |
| 秋田県  | 18         | 11,809  | 24     | 9,511   | 6         | ▲2,298   |
| 山形県  | 495        | 17,951  | 511    | 20,902  | 16        | 2,951    |
| 福島県  | 170        | 29,983  | 183    | 27,633  | 13        | ▲2,350   |
| 茨城県  | 460        | 21,616  | 448    | 24,134  | ▲12       | 2,518    |
| 栃木県  | 487        | 26,445  | 439    | 19,204  | ▲48       | ▲7,241   |
| 群馬県  | 1,410      | 41,366  | 1,384  | 37,762  | ▲26       | ▲3,604   |
| 埼玉県  | 646        | 99,385  | 604    | 96,519  | ▲42       | ▲2,867   |
| 千葉県  | 272        | 20,944  | 195    | 14,884  | ▲77       | ▲6,061   |
| 東京都  | 1,120      | 906,574 | 1,114  | 522,228 | ▲6        | ▲384,346 |
| 神奈川県 | 526        | 77,713  | 1,059  | 87,356  | 533       | 9,643    |
| 新潟県  | 1,287      | 49,472  | 1,100  | 42,193  | ▲187      | ▲7,278   |
| 富山県  | 937        | 8,350   | 1,007  | 11,600  | 70        | 3,250    |
| 石川県  | 158        | 11,484  | 147    | 11,588  | ▲11       | 103      |
| 福井県  | 305        | 31,955  | 259    | 28,280  | ▲46       | ▲3,675   |
| 山梨県  | 143        | 12,395  | 157    | 16,378  | 14        | 3,983    |
| 長野県  | 563        | 31,769  | 591    | 35,671  | 28        | 3,902    |
| 岐阜県  | 310        | 31,953  | 347    | 38,568  | 37        | 6,614    |
| 静岡県  | 528        | 53,944  | 770    | 63,534  | 242       | 9,590    |
| 愛知県  | 237        | 11,786  | 230    | 13,109  | ▲7        | 1,324    |
| 三重県  | 477        | 29,115  | 426    | 34,584  | ▲51       | 5,470    |

|      | （参考）平成29年度 |           | 平成30年度 |           | （参考）前年度比較 |          |
|------|------------|-----------|--------|-----------|-----------|----------|
|      | 件数         | 契約額       | 件数     | 契約額       | 件数        | 契約額      |
| 滋賀県  | 547        | 27,217    | 554    | 31,989    | 7         | 4,772    |
| 京都府  | 174        | 47,739    | 170    | 52,910    | ▲4        | 5,171    |
| 大阪府  | 631        | 170,606   | 729    | 172,245   | 98        | 1,639    |
| 兵庫県  | 656        | 39,706    | 696    | 41,428    | 40        | 1,722    |
| 奈良県  | 118        | 22,876    | 127    | 26,577    | 9         | 3,700    |
| 和歌山県 | 91         | 29,769    | 113    | 35,327    | 22        | 5,559    |
| 鳥取県  | 1,106      | 23,802    | 800    | 18,216    | ▲306      | ▲5,587   |
| 島根県  | 500        | 31,989    | 613    | 37,339    | 113       | 5,350    |
| 岡山県  | 347        | 18,731    | 324    | 20,127    | ▲23       | 1,397    |
| 広島県  | 1,132      | 32,857    | 1,127  | 42,623    | ▲5        | 9,766    |
| 山口県  | 195        | 16,235    | 214    | 20,884    | 19        | 4,650    |
| 徳島県  | 538        | 49,724    | 671    | 63,123    | 133       | 13,399   |
| 香川県  | 252        | 8,447     | 250    | 10,802    | ▲2        | 2,356    |
| 愛媛県  | 116        | 14,823    | 270    | 24,817    | 154       | 9,993    |
| 高知県  | 1,395      | 39,058    | 1,233  | 35,242    | ▲162      | ▲3,816   |
| 福岡県  | 714        | 119,358   | 1,026  | 141,677   | 312       | 22,319   |
| 佐賀県  | 811        | 44,087    | 1,047  | 40,680    | 236       | ▲3,408   |
| 長崎県  | 169        | 17,463    | 152    | 27,864    | ▲17       | 10,402   |
| 熊本県  | 235        | 24,955    | 298    | 32,598    | 63        | 7,643    |
| 大分県  | 456        | 47,057    | 528    | 66,872    | 72        | 19,814   |
| 宮崎県  | 127        | 105,567   | 106    | 102,745   | ▲21       | ▲2,822   |
| 鹿児島県 | 2,293      | 14,863    | 2,535  | 22,038    | 242       | 7,175    |
| 沖縄県  | 104        | 54,792    | 73     | 50,643    | ▲31       | ▲4,149   |
| 合計   | 24,814     | 2,751,452 | 26,320 | 2,477,118 | 1,506     | ▲274,334 |

（令和元年10月24日現在）

# 市町村による障害者就労施設等からの調達実績（平成30年度）

（単位：千円）

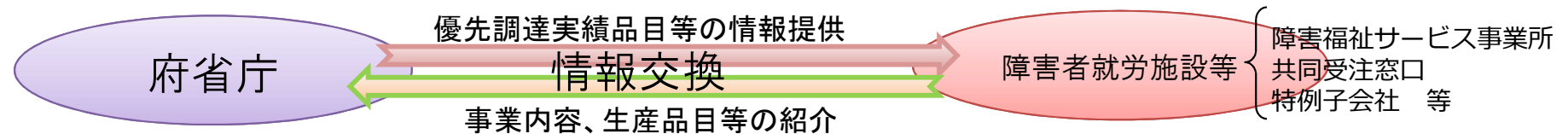
|      | （参考）平成29年度 |           | 平成30年度 |           | （参考）前年度比較 |         |
|------|------------|-----------|--------|-----------|-----------|---------|
|      | 件数         | 契約額       | 件数     | 契約額       | 件数        | 契約額     |
| 北海道  | 10,684     | 1,041,441 | 11,553 | 1,095,595 | 869       | 54,154  |
| 青森県  | 940        | 113,479   | 944    | 124,686   | 4         | 11,207  |
| 岩手県  | 1,084      | 61,475    | 1,113  | 64,342    | 29        | 2,867   |
| 宮城県  | 5,693      | 133,535   | 5,754  | 145,663   | 61        | 12,128  |
| 秋田県  | 497        | 53,437    | 332    | 64,381    | ▲ 165     | 10,944  |
| 山形県  | 1,195      | 52,124    | 1,245  | 50,389    | 50        | ▲1,735  |
| 福島県  | 952        | 48,269    | 5,136  | 64,297    | 4,184     | 16,028  |
| 茨城県  | 442        | 95,452    | 412    | 96,211    | ▲ 30      | 759     |
| 栃木県  | 672        | 59,296    | 838    | 62,563    | 166       | 3,267   |
| 群馬県  | 1,371      | 178,101   | 1,519  | 177,811   | 148       | ▲290    |
| 埼玉県  | 1,007      | 468,021   | 1,180  | 482,823   | 173       | 14,802  |
| 千葉県  | 872        | 132,925   | 1,158  | 134,013   | 286       | 1,088   |
| 東京都  | 6,160      | 2,540,328 | 6,832  | 2,665,222 | 672       | 124,894 |
| 神奈川県 | 1,863      | 349,821   | 1,839  | 393,338   | ▲ 24      | 43,517  |
| 新潟県  | 2,524      | 306,640   | 3,091  | 328,294   | 567       | 21,654  |
| 富山県  | 275        | 46,093    | 341    | 56,411    | 66        | 10,318  |
| 石川県  | 677        | 73,892    | 599    | 82,641    | ▲ 78      | 8,749   |
| 福井県  | 678        | 130,714   | 553    | 138,721   | ▲ 125     | 8,007   |
| 山梨県  | 424        | 24,360    | 531    | 27,267    | 107       | 2,907   |
| 長野県  | 11,041     | 112,320   | 3,550  | 122,509   | ▲ 7,491   | 10,189  |
| 岐阜県  | 2,153      | 119,750   | 1,327  | 126,100   | ▲ 826     | 6,349   |
| 静岡県  | 9,372      | 236,751   | 2,132  | 240,799   | ▲ 7,240   | 4,048   |
| 愛知県  | 8,071      | 911,498   | 9,375  | 930,783   | 1,304     | 19,285  |
| 三重県  | 540        | 57,694    | 637    | 68,349    | 97        | 10,655  |

|      | （参考）平成29年度 |            | 平成30年度 |            | （参考）前年度比較 |          |
|------|------------|------------|--------|------------|-----------|----------|
|      | 件数         | 契約額        | 件数     | 契約額        | 件数        | 契約額      |
| 滋賀県  | 640        | 82,187     | 619    | 85,982     | ▲ 21      | 3,795    |
| 京都府  | 1,104      | 409,169    | 1,301  | 418,281    | 197       | 9,112    |
| 大阪府  | 2,651      | 708,039    | 2,770  | 722,924    | 119       | 14,886   |
| 兵庫県  | 1,772      | 1,092,959  | 1,457  | 933,040    | ▲ 315     | ▲159,919 |
| 奈良県  | 478        | 57,391     | 390    | 60,700     | ▲ 88      | 3,309    |
| 和歌山県 | 522        | 120,843    | 832    | 114,476    | 310       | ▲6,367   |
| 鳥取県  | 847        | 81,880     | 813    | 85,500     | ▲ 34      | 3,620    |
| 島根県  | 763        | 78,490     | 1,283  | 83,084     | 520       | 4,594    |
| 岡山県  | 1,854      | 149,107    | 1,877  | 153,095    | 23        | 3,988    |
| 広島県  | 627        | 212,545    | 676    | 220,883    | 49        | 8,338    |
| 山口県  | 760        | 156,216    | 779    | 170,738    | 19        | 14,522   |
| 徳島県  | 632        | 36,932     | 667    | 40,909     | 35        | 3,977    |
| 香川県  | 879        | 67,190     | 985    | 54,058     | 106       | ▲13,132  |
| 愛媛県  | 587        | 56,616     | 553    | 56,186     | ▲ 34      | ▲431     |
| 高知県  | 779        | 110,133    | 808    | 113,997    | 29        | 3,863    |
| 福岡県  | 2,439      | 644,886    | 8,377  | 673,769    | 5,938     | 28,883   |
| 佐賀県  | 413        | 85,161     | 488    | 92,003     | 75        | 6,842    |
| 長崎県  | 4,543      | 192,406    | 837    | 225,319    | ▲ 3,706   | 32,913   |
| 熊本県  | 1,356      | 178,414    | 1,319  | 112,083    | ▲ 37      | ▲66,331  |
| 大分県  | 748        | 207,252    | 747    | 210,588    | ▲ 1       | 3,336    |
| 宮崎県  | 370        | 51,101     | 370    | 54,408     | 0         | 3,308    |
| 鹿児島県 | 593        | 122,922    | 351    | 153,560    | ▲ 242     | 30,638   |
| 沖縄県  | 742        | 235,709    | 1,157  | 247,482    | 415       | 11,773   |
| 合計   | 95,286     | 12,484,966 | 91,447 | 12,826,274 | ▲ 3,839   | 341,308  |

（令和元年10月24日現在）

## 【参考3】 障害者優先調達情報交換会の開催（令和元年10月28日）

- 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、初めての取組として、各府省庁と障害者就労施設等との「橋渡し」を目的に、府省庁の調達担当者と障害者就労施設等の担当者を集めた情報交換会を開催



- 第1部** 障害者優先調達推進法の趣旨等の説明（厚生労働省）  
**第2部** 各府省庁会計担当者と障害者就労施設等担当者  
の優先調達に向けた情報交換

（各府省庁） 23府省庁72名  
（各障害者就労施設等） 84名  
**合計156名 参加**



情報交換の様子（於：厚生労働省講堂）

### 【参加者の声】

- 「共同受注窓口に相談すれば、これまで発注できないと思っていた業務も発注できる見込みがあるとわかり、参考になりました」（府省庁）  
「実際に障害者事業所の方と話すことができ、幅広く対応できる業務が分かり次回見積もりを依頼しようと思った」（府省庁）  
「印刷関係の受注が多いということを知り、参考になった」（障害者就労施設等）  
「地域別に開催してもらえると大変嬉しく思います。次回もこの様な機会を設けていただけるとありがたいです」（障害者就労施設等）

### ③ 障害者雇用・福祉連携強化PTについて

#### 【障害者雇用・福祉連携強化PTについて】

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第36号）に係る法案審議における衆議院、参議院両院厚生労働委員会の附帯決議において、「労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」等とされている。

こうしたことを踏まえ、まずは障害者に係る雇用施策と福祉施策の連携強化に向けた論点を整理するとともに、総合的に必要な検討を行うため、「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」の下に「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」を設置し、検討を行っている。

#### 【通勤や職場等における支援の在り方について】

- 「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において、障害者の就労支援に関する、雇用と福祉の一体的展開の推進に係る諸課題の一つとして、「通勤や職場等における支援の在り方」についても検討してきた。

- これまでの検討等も踏まえ、重度の障害がある方の通勤や職場等における支援において雇用施策と福祉施策が連携して「制度の谷間」に対応していくため、意欲的な企業や自治体について、次の取組を令和2年度に実施することとしたところである。

- ・ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとともに、
- ・ 自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自治体が支援を行う

※ 新たな取組の利活用状況等を踏まえ、必要に応じて改善について検討

## 現状

- 障害者の就労支援については、従前より、福祉施策と労働施策との連携を進めながら対応してきたものの、特に通勤や職場等における支援については、現時点において十分な対応が出来ていない※1との指摘が多い状況※2,3。
  - ※1 障害福祉サービス（訪問系サービス）は、通勤、営業活動等の経済活動に対する支援は対象外。また、障害者雇用促進法に基づく納付金関係業務として、雇用管理のために必要な職場介助者や通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱等を行う事業主に対して助成金を支給しているが、支給期間を設定。なお、障害者雇用促進法において、事業主は、過重な負担にならない範囲で、その能力の有効な発揮に支障となっている事情を改善するために必要な措置を講ずることとされているところ。
  - ※2 先の通常国会での障害者雇用促進法改正案に対する衆議院・参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を通勤や職場等における支援を開始する」旨が盛り込まれたところ。
  - ※3 令和元年7月30日参議院議院運営委員会理事会決定（「木村英子議員及び舩後靖彦議員の重度訪問介護サービスに係る御要請について」）において、「（通勤や職場等における支援の在り方等について）政府において早期に検討を進め、結論を得るように求める。」とされたところ。
- また、近年、ICTの発達、働き方の多様化などを背景に、重度の障害がある方も働ける社会が実現しつつある中で、障害者がより働きやすい社会を目指すためには、働く際に必要となる介助などの支援の在り方は重大な課題。
- このため、現在、省内に設置した「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において、障害者の就労支援に関する、雇用と福祉の一体的展開の推進に係る諸課題の一つとして、「通勤や職場等における支援の在り方」についても総合的に対応策を検討中。

## 主な論点

- 今後の障害者の就労支援全体の目指すべき姿を展望しながら、通勤や職場等における支援について、対応策を検討する必要があるのではないか。
- 通勤や職場等における支援とは、具体的にどのような目的で、どのようなことを行うものであるかなど、その中身、性格等を整理した上で、その提供の責任の所在と負担がどうあるべきか考え方を整理する必要があるのではないか。
- 通勤や職場等における支援が必要な方はどの程度いるのか等実態把握をした上で、その実態を踏まえ、実際の支援の提供に当たって、どの範囲までその支援の対象とするかなど、内容を整理する必要があるのではないか。
- 「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状（上記附帯決議より）」を打開し、障害者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないか。

○ 今後の障害者の就労支援全体の目指すべき姿を展望しながら、通勤や職場等における支援について、対応策を検討する必要があるのではないか。

- 今後も障害者が「働くこと」を一層強力に支援していく必要があり、そのためにも引き続き雇用と福祉の一体的展開を推進し、切れ目のない就労支援を確立していくことが重要である。
- 通勤や職場等における支援についても、雇用と福祉の一体的展開のもと、切れ目のない就労支援策として提供されることを目指し、検討を深めていくのではないか。

○ 通勤や職場等における支援とは、具体的にどのような目的で、どのようなことを行うものであるかなど、その中身、性格等を整理した上で、その提供の責任の所在と負担がどうあるべきか考え方を整理する必要があるのではないか。

- 通勤や職場等における支援については、個々の障害者の障害特性や就業場所等に応じて、呼吸器等の調整や体位変換、トイレ利用・昼食時の介助などの支援、書類の読み上げ・ページめくり・整理等の業務補助、就労支援機器（PC入力関連機器等）の整備・操作・入力など、様々なものが考えられるのではないか。
- 提供の責任等を整理するに当たっては、雇用か自営か、民間か公務かなど、障害者の働き方も踏まえる必要があるのではないか。

○ 通勤や職場等における支援が必要な方はどの程度いるのか等実態把握をした上で、その実態を踏まえ、実際の支援の提供に当たって、どの範囲までその支援の対象とするかなど、内容を整理する必要があるのではないか。

- 現在、常時介護を必要とする「重度訪問介護を利用している方」について、
  - ・ 就労している方がどの程度いるのか
  - ・ （今は就労していなくても）就労を希望している方がどの程度いるのか等の実態把握を目的に、全国調査を実施しており、当該調査結果※4を踏まえつつ、内容を整理していくのではないか。

※4 当該調査において、「就労している方がどの程度いるのか（就労率）」、「（今は就労していなくても）就労を希望している方がどの程度いるのか（就労希望率）」の速報値を集計【参考1】。

○ 「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状(上記附帯決議より)」を打開し、障害者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないか。

- 令和元年7月30日参議院議院運営委員会理事会決定や、現に「制度の谷間」に置かれた状況にあるとの障害当事者の声等を踏まえ、引き続きスピード感を持って検討を重ねていく必要があるのではないか。

これまでの検討[参考2]等も踏まえ、重度の障害がある方の通勤や職場等における支援において雇用施策と福祉施策が連携して「制度の谷間」に対応していくため、意欲的な企業や自治体について、次の取組を令和2年度に実施してはどうか。

- ・ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとともに、
  - ・ 自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自治体が支援を行う
- ※ 新たな取組の利活用状況等を踏まえ、必要に応じて改善について検討

## 調査目的

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得るとされたことを踏まえ、在宅就業中の重度障害者の支援の在り方を検討するためその実態を把握する。

## 調査研究概要

- 平成31年度障害者総合福祉推進事業 指定課題
- 補助基準額：500万円
- 実施団体：一般社団法人 コ・イノベーション研究所
- 事業内容：重度訪問介護事業所及び利用者に対するアンケート調査等

## アンケート調査内容

- 調査対象：全国の重度訪問介護事業所を対象とした全数調査
- 調査方法：郵送調査
- 調査内容
  - ・重度訪問介護利用者数
  - ・利用者の障害支援区分、障害の状況
  - ・利用者の就労の有無、就労形態（企業等で雇用・自営や請負、通勤・在宅の別）
  - ・就労希望、就労の際に必要な支援 等
- 調査票回収状況（令和元年11月）

| 調査客体数    | 回収数      | 回収率   | 速報値集計数   |
|----------|----------|-------|----------|
| 7,320事業所 | 2,898事業所 | 39.6% | 2,636事業所 |

## アンケート調査結果（速報値）（精査中）

- 就労率 6.0%
- 就労希望率 5.4%

## 今後のスケジュール（予定）

- ・10～11月 アンケート調査（速報値集計）
- ・12月～ ヒアリング調査
- ・3月 調査報告

## 構 成

主査:厚生労働審議官

副主査:職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

## 主な検討事項(現段階のイメージ)

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき(目指すべき)姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

## (参考)開催状況

- 第1回 令和元年7月25日 議事:(1)今後の検討の進め方について (2)その他
- 第2回 令和元年8月7日 議事:(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他
- 第3回 令和元年10月2日 議事:関係者ヒアリング① (社会福祉法人りべるたす 理事長 伊藤佳世子氏(重度障害者の就労支援について))
- 第4回 令和元年10月7日 議事:関係者ヒアリング② ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏(海外事例について))
- 第5回 令和元年10月18日 議事:(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他
- 第6回 令和元年11月12日 議事:関係者ヒアリング③(公益社団法人全国脊髄損傷者連合会(代表理事 大濱 眞氏)、一般社団法人日本ALS協会(会長 嶋守 恵之氏)(通勤支援や職場等における支援等の在り方について))
- 第7回 令和元年12月9日 議事:関係者ヒアリング④(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合(会長 竹下義樹氏)(同上))
- 第8回 令和元年12月9日 議事:関係者ヒアリング⑤(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会(会長 阿部一彦氏)(同上))
- 第9回 令和元年12月13日 議事:関係者ヒアリング⑥(一般社団法人日本経済団体連合会(労働政策本部長 正木義久氏)、日本労働組合総連合会(総合労働局長 仁平章氏)(同上))

※ PTでの検討状況については、適宜、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会に報告、議論

# 【新規】雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

## ○雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業（仮称）

※地域生活支援事業（任意事業）

### 1 事業目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

### 2 事業内容等

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

- ※ 支援対象として想定している重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 本事業の開始に当たっては、雇用施策との連携について十分な準備期間等を設けることを検討。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案することを想定。

### 3 実施主体

市町村

### 4 補助率

国 50／100以内、都道府県 25／100以内

# 障害福祉のしごと魅力発信事業について(厚生労働省本省事業、地域生活支援事業(都道府県事業))

## 1. 事業の目的

障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉に対して抱いているイメージを変えて、障害福祉の職場について理解を促進するための障害福祉就職フェア等を行い、障害福祉分野への多様な人材の参入促進を図る。

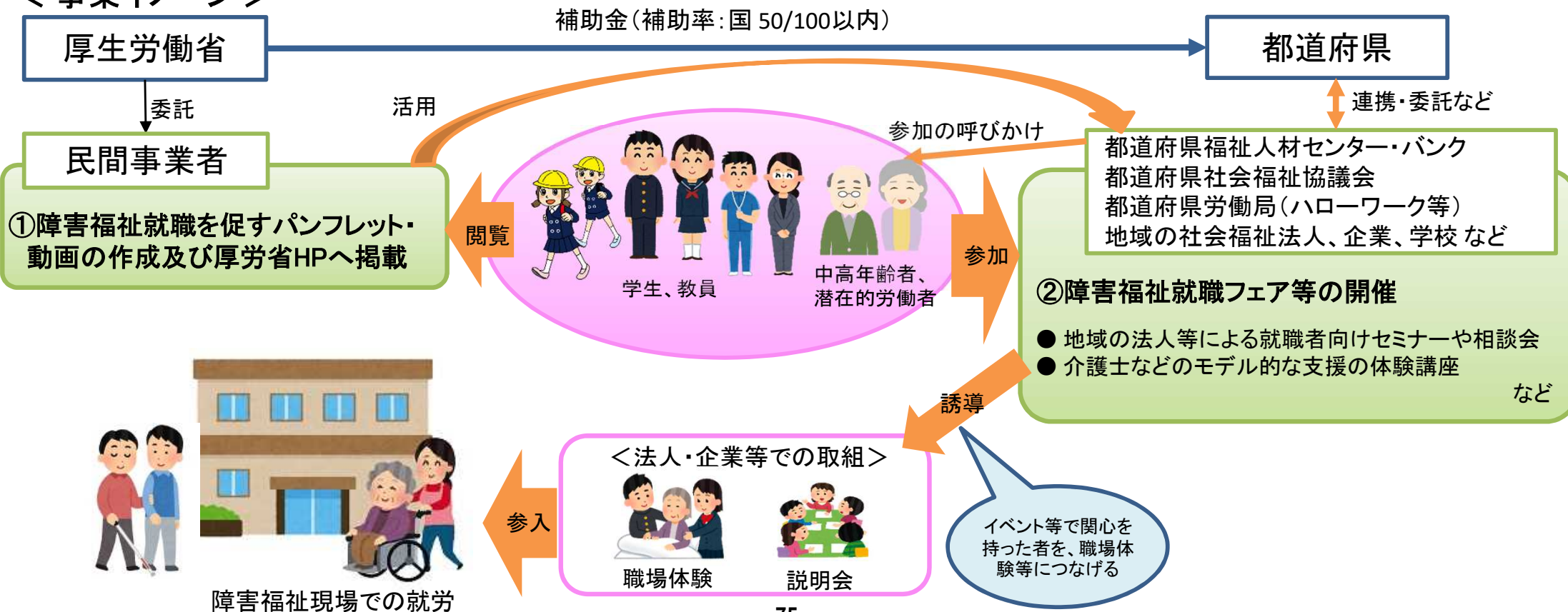
## 2. 事業概要・実施主体

① 障害福祉就職を促すパンフレット・動画の作成及び厚生労働省HPへ掲載(実施主体:厚生労働省)

② 障害福祉就職フェア等の開催(実施主体:都道府県、補助率:国1/2以内)

小中高生、福祉系大学の学生・教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、地域の福祉人材センター、ハローワーク、社会福祉法人、企業、学校などの多様な関係団体と連携しつつ、障害福祉の就職フェア等を開催する。

### < 事業イメージ >



# 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業

令和元年度補正予算案:202,800千円 令和2年度予算案:51,600千円

## 1. 事業目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2019」では、ロボット・AI・ICT等、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上向上させることが明記されている。
- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。（※補助の上限額は1機器当たり30万円、補助率は国10/10）

## 2. 事業内容

- 障害者支援施設等の実情に応じて策定する介護の負担軽減等を図るためのロボット導入計画の実現のために使用されるロボットであって、当該事業を通じた先駆的な取組により、介護業務の負担軽減等に資するものについて、一定額以上のロボットを施設・事業所へ導入する費用を助成する。

## 3. 事業要件

### 【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

### 【導入施設・事業所】

- 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

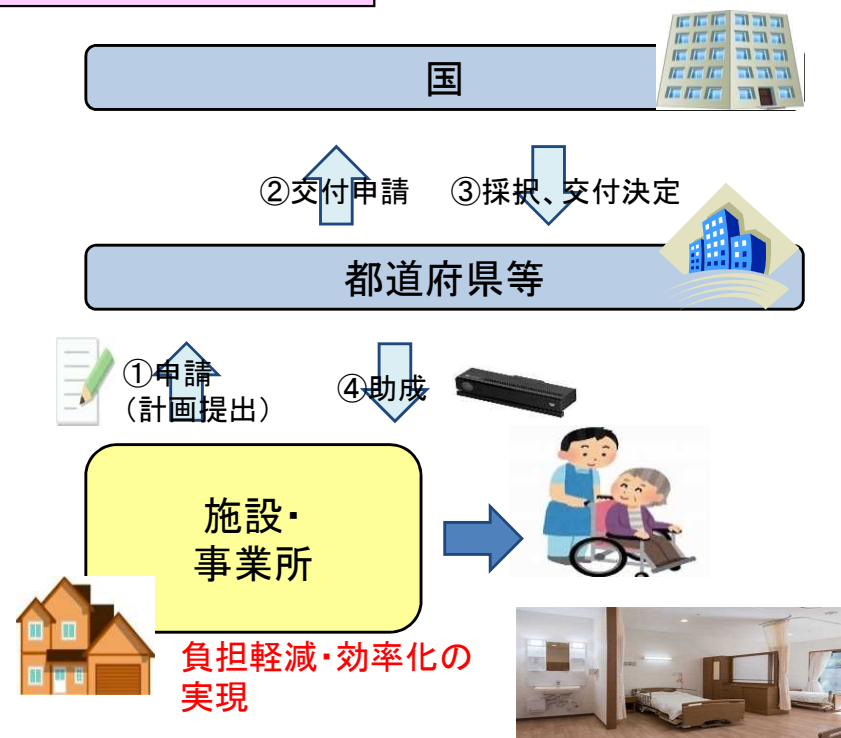
### 【申請要件】

- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成（計画の記載内容）  
→ 達成目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。

### 【助成対象】※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

- 日常生活支援における見守り等で利用するロボットが対象。

## 4. 事業スキーム



# 障害福祉分野のICT導入モデル事業【新規】

## 1. 事業目的

令和元年度補正予算(案):201,893千円

- 日本の人口はここ数年間で減り続けており、2025年以降、現役世代の減少が一層進むことが見込まれる中で、ICTの活用等を通じて生産性の向上を図ることにより、必要かつ適切な障害福祉サービスが提供される現場を実現することが重要である。
- また、「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめについて」において、医療・福祉サービス改革プランのICTの実用化推進等により、2040年時点における障害福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上の改善を目指すこととしている。
- さらに、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等においても、障害福祉分野におけるICTの活用等による生産性向上に係る取組の促進が求められているため、障害福祉サービス等事業所におけるICT導入に伴うモデル事業を実施し、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

## 2. 事業内容(予定)

障害福祉分野における生産性向上に向けた取組を促進するため、障害福祉サービス等事業所におけるICT導入に伴う経費を助成する。

モデル事業所においては、事業開始前にICT導入に係る研修会(都道府県等が委託等により実施)に参加し、ICT導入による生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

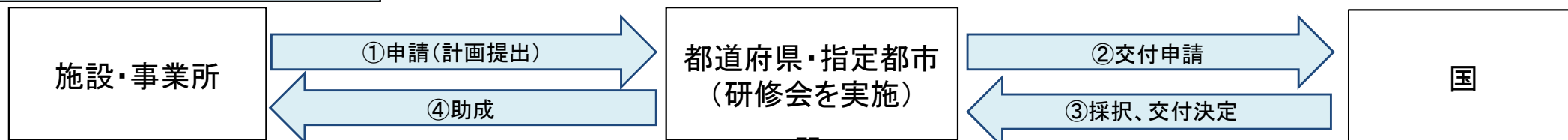
【実施主体】 都道府県・指定都市

【実施対象】 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【補助単価】 1事業所あたり 100万円

【補助率】 国(2/3)

## 3. 事業スキーム(予定)



## 発達障害支援施策の推進について

### 【発達障害児者及び家族等支援事業】(拡充)

- 発達障害児者及びその家族を支援するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング等の取組みを支援する「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施している。
- 令和2年度予算案では、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、「発達障害者等青年期支援事業」を「発達障害児者及び家族等支援事業」に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを推進する。
- 各都道府県、指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、各都道府県においては管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いします。

### 【巡回支援専門員整備事業】(拡充)

- 専門の職員が子育て親子等が集まる施設・場へ巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等による支援を実施しているが、令和2年度より、更に発達の気になる子などに対しては個別に家庭訪問を行う等の継続的な支援を行うこととしている。
- 各指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、各都道府県においては管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いします。

### 【世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日～8日)】

- 平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議がコンセンサス(無投票)採択され、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」として祝うこと等を決議。
- 2020年度においても、引き続きご協力をお願いします。

# 発達障害児者及び家族等支援事業

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、**「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。**

## ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

## 家族のスキル向上支援事業



- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

## ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

## その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



## 発達障害者等青年期支援事業【拡充】

### 発達障害者等の青年期の居場所作り等



# 巡回支援専門員整備事業【拡充】

発達障害等に関する知識を有する専門員(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援(※2)を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

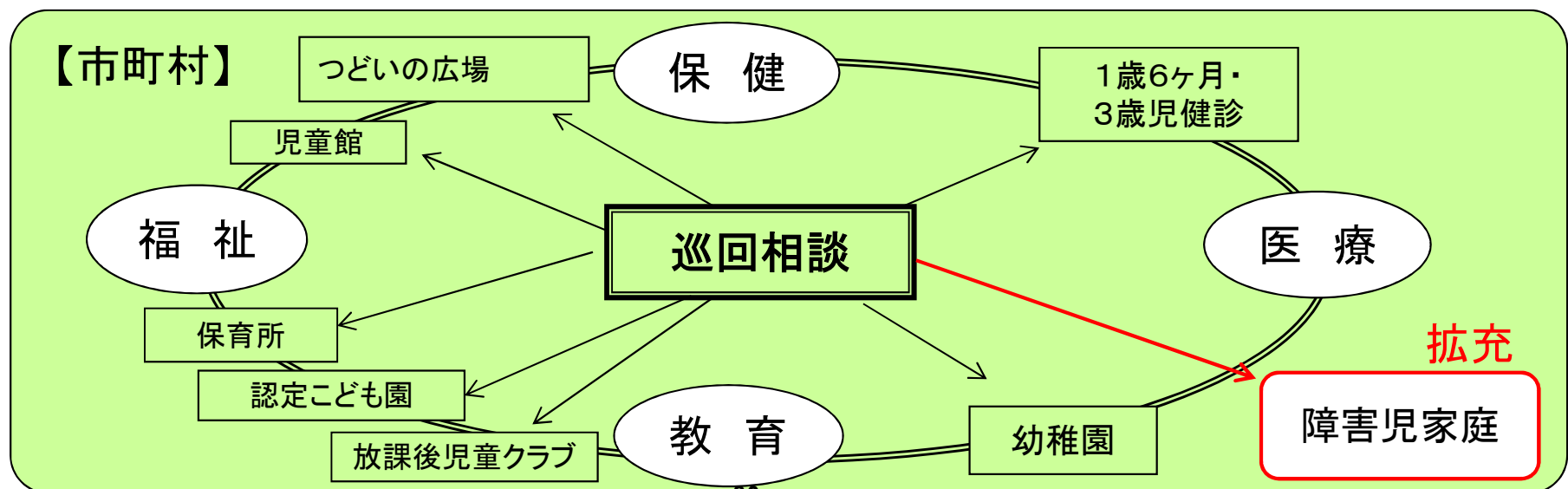
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

(戸別訪問等を実施する場合)

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は公認心理師等を想定。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



# 世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

## 【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

### 決議事項

- ・ 4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・ 全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・ それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・ 事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

## <啓発ポスター>



毎年4/2は 国連の定めた **世界自閉症啓発デー**  
発達障害啓発週間 4月2日～8日

World Autism Awareness Day

みんなともだち  
みんなたいせつ  
みんなのこせい

SESAME STREET

セサミストリートには、多様なキャラクターがたくさん登場します。オレンジ色の髪をした女の子（ジュリア）は、自閉症の特性があるキャラクターです。

www.sesamestreet.jp/awar/day

国連の定めた世界自閉症啓発デーには、3月21日の「世界ダウン症の日」もありです。

全国各地で啓発イベントが行われます。詳しくは公式サイトへ

啓発デー

応援メッセージを募集しています

世界自閉症啓発デー 日本実行委員会公式サイト  
http://www.worldautismawarenessday.jp/

#世界自閉症啓発デー

主催 厚生労働省（発達障害者支援センター） 文部科学省 国立特別支援教育総合研究所 全日本自閉症支援者協会 日本自閉症スペクトラム学会 日本発達障害ネットワーク 発達障害者支援センター 全国連絡協議会 全国情緒障害教育研究会 全国児童発達支援協議会 自閉症児者支援会 発達障害者支援会 発達障害者支援会 発達障害者支援会 発達障害者支援会 発達障害者支援会

お問い合わせ先 一般社団法人日本自閉症協会 Tel.03-3545-3380 Fax.03-3545-3381 E-mail: asj@autism.or.jp

## <オフィシャルHP>



世界自閉症啓発デー  
日本実行委員会<公式サイト>

毎年4月2日は、国連の定めた  
世界自閉症啓発デー

毎年  
4/2～4/8は、  
発達障害啓発週間

メニュー

トップページ

- ▶ 「世界自閉症啓発デー」とは
- ▶ イベント2018
- ▶ 知ってほしいこと
- ▶ 国連事務総長と大臣からのメッセージ
- ▶ 作品展
- ▶ 関連機関2018
- ▶ 日本実行委員会2018について
- ▶ アンケート
- ▶ 応援メッセージ
- ▶ ジュリアちゃんテーマソング

応援メッセージの募集



「江ノ電に乗ってあじさいを見に行こう」  
この絵は、増岡瑞起さんの作品です。

## 医療的ケア児等への支援について

### 【医療的ケア児等総合支援事業】(拡充)

- 医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や、地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するために令和元年度に創設した「医療的ケア児等総合支援事業」に、令和2年度予算案では、新たに

- ・看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- ・看護職員と就業先とのマッチング

等を行う「看護職員確保のための体制構築」を新たにメニューに追加している

(地域生活支援促進事業 補助率1/2 1自治体5,141千円の基準額を予定)

- 引き続き、実施主体は都道府県及び市町村であり、身近な地域で実施することは市町村で実施、人材育成や広域な支援が必要なものは都道府県で実施する等、地域の実情にあわせた支援の実施をお願いする。

### 【医療的ケア児等医療情報共有システム】(新規・委託実施)

- 医療的ケア児等の医療情報について、搬送先の医療機関において適切な医療が受けられる体制を整備するために救急時に医療情報を共有する「医療的ケア児等医療情報共有システム」が令和元年度末に本格稼働予定。

- 都道府県等におかれては、管内の医療的ケア児等とその家族に対し、厚生労働省ホームページ(今後公表予定)を案内いただく等によりシステムの周知をお願いする。

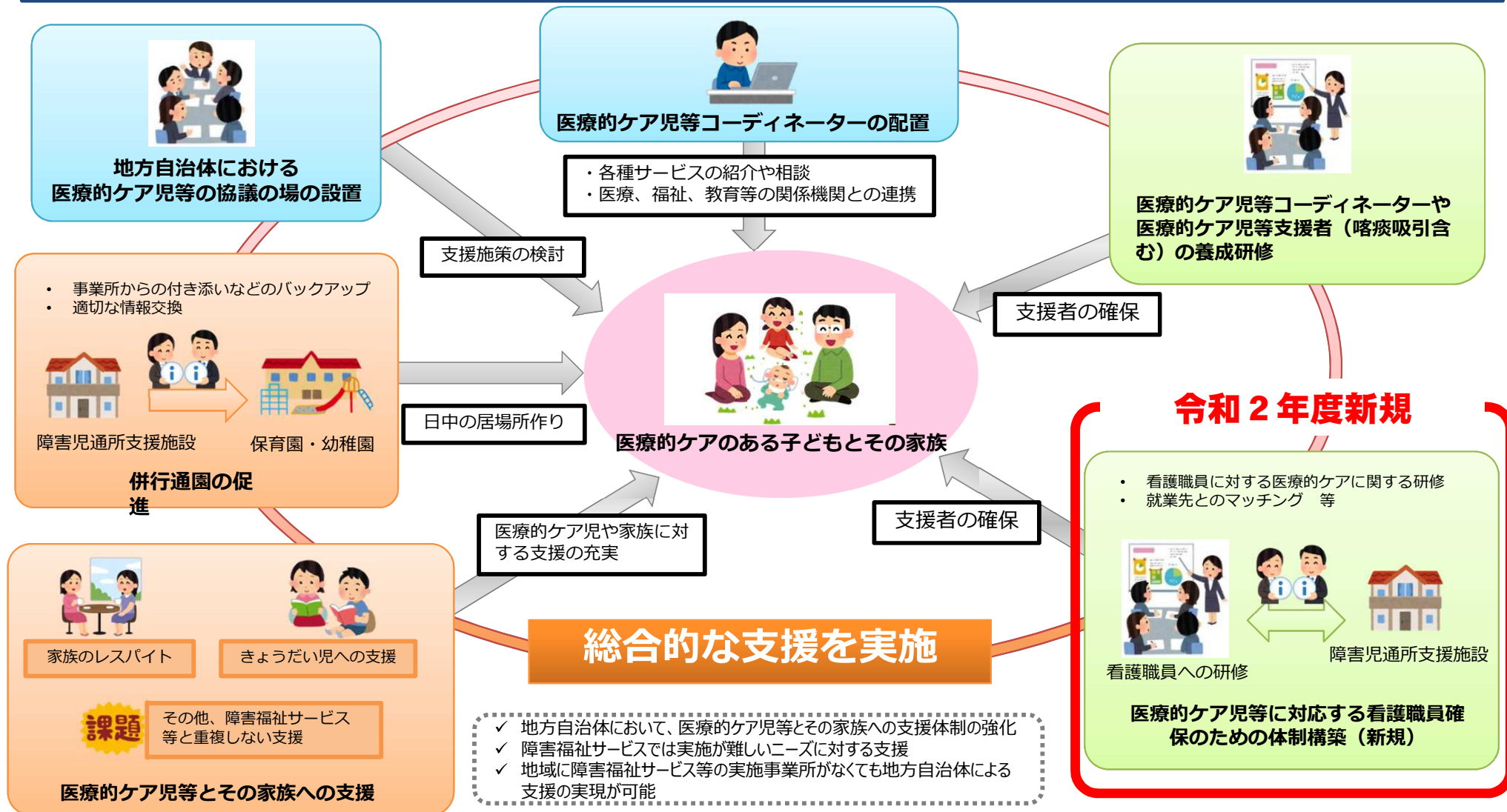
# 医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

## 【事業内容】

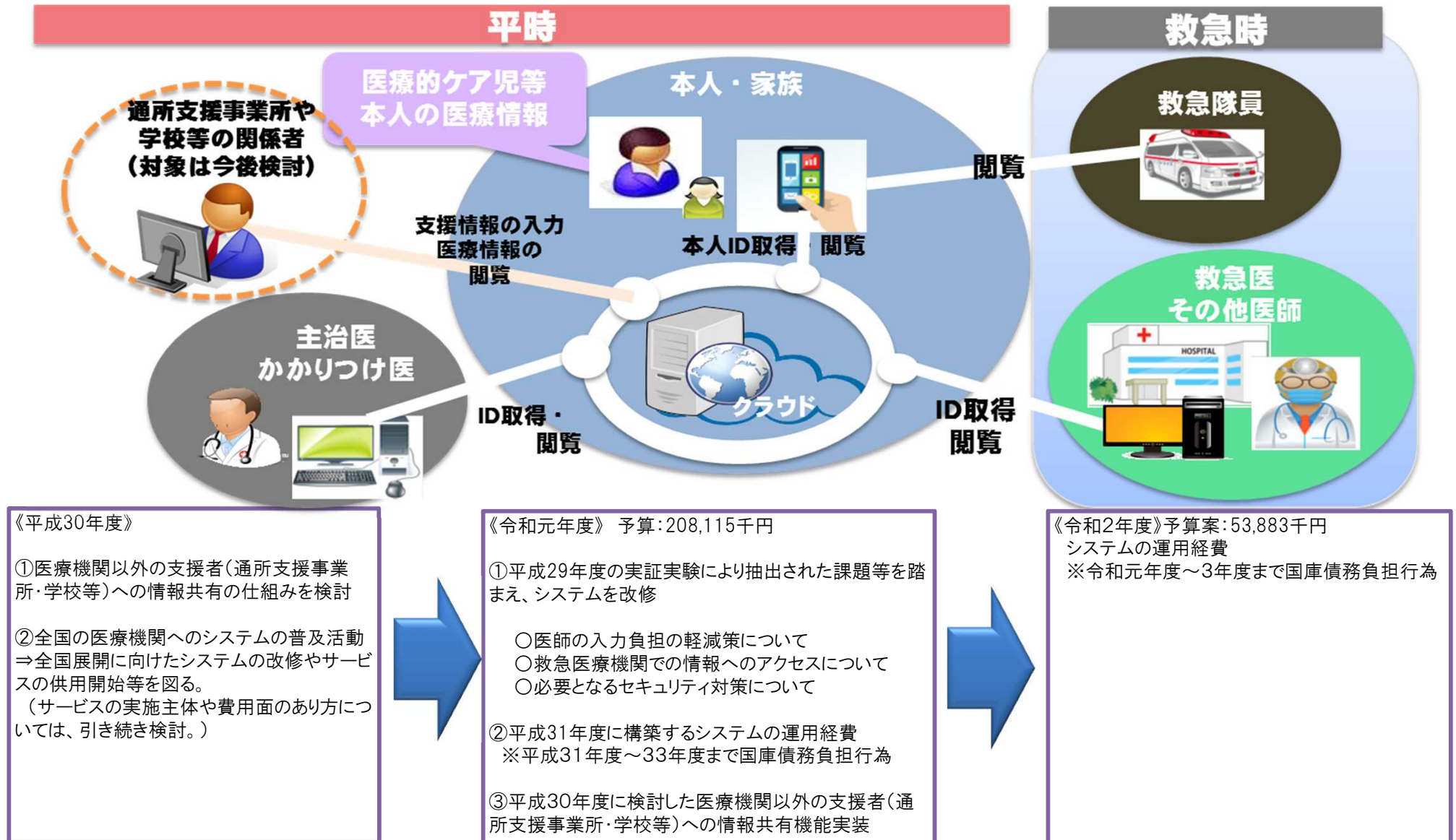
医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

【実施主体】都道府県・市町村 【令和2年度予算案】地域生活支援促進事業 138,543千円（128,543千円）＜拡充＞



# 医療的ケア児等医療情報共有システムの運用について

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするため、平成28年度の調査研究及び平成29年度のプロトタイプシステムを活用した実証実験をもとに、平成30年度に全国展開に向けたシステムの改修を行い、令和元年度に医療機関以外の支援者への情報共有の機能を実装し、令和2年度から本格的にシステムを運用する。



経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦～(令和元年6月21日閣議決定)

(難聴関係部分抜粋)

## 2章5. (7)⑤(共生社会づくり)

新生児聴覚検査の実施率の向上、言語聴覚士等を活用し、手話や人工内耳を含め多様なニーズに対応できる中核機能の各都道府県における整備などを通じ、難聴児の早期支援に向け各地域における保健・医療・福祉・教育等の関係者による切れ目のない支援体制の構築を図るなど、難聴対策の強化に取り組む。

### 令和2年度予算案での主な難聴関連施策・事業

- ① **聴覚障害児支援のための中核機能の強化** 聴覚障害児支援中核機能モデル事業 【1.7億円(新規)】  
保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う地域の巡回支援等、聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。  
実施主体は都道府県・指定都市であり、上記の施策の実施を検討している自治体におかれては、必要に応じ厚生労働省障害福祉課までご相談いただきたい。
- ② **都道府県における新生児聴覚検査の体制整備** 新生児聴覚検査の体制整備事業 【4.4億円(拡充)】  
都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。〈子ども家庭局〉
- ③ **難聴に関する研究**
  - ・聴覚障害児に対する人工内耳植込術施行前後の効果的な療育手法の開発等に資する研究
  - ・症例登録レジストリを活用した原因診断に基づく難聴の標準的介入手法確立および遠隔指導システム構築に向けた研究

※その他、手話通訳者をはじめとする意思疎通支援者の養成等を促進。

# 聴覚障害児支援中核機能モデル事業（イメージ）

【新規】令和2年度予算案 168,000千円

## 目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

## 内容

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置
2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携
3. 家族支援の実施
4. 巡回支援の実施

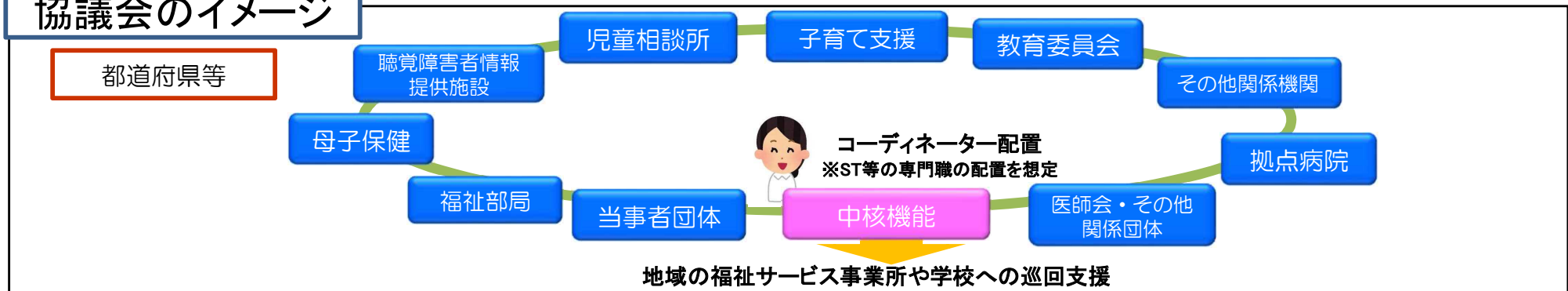
## 実施主体

- ・都道府県
- ・指定都市

（委託可）

※全国で14か所程度

## 協議会のイメージ



## 中核機能イメージ

### 一体型

### 連携型

### 派遣型

### 特別支援学校の敷地内

空き教室等の活用を想定

児童発達支援  
センター  
or  
児童発達支援  
事業

聴覚  
支援学校

※地域の実状に合わせた柔軟な役割分担

既存の事業所の活用を想定

児童発達支援  
センター  
or  
児童発達支援  
事業

ST等の派遣

聴覚  
支援学校

※地域の実状に合わせた柔軟な役割分担

都道  
府県等  
ST等雇用

ST等の  
派遣

児童発達支  
援センター  
or  
児童発達支  
援事業

ST等の  
派遣

聴覚  
支援学校  
or  
特別支援  
学校

# 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告

【 令和元年6月7日 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトチームまとめ 】

## 難聴児支援に関する課題と今後取り組むべき方向性

- 難聴児への早期介入（特に0歳児から3歳児）が不十分で、適切なタイミングで医療や療育の提供がなされていない
- 難聴児への支援は、各地域における保健・医療・福祉・教育に関する地方公共団体の部局や医療機関等の関係機関において行われており、連携が不十分で支援や情報提供が行き届いていない地域が見られる



**難聴児の早期支援を促進するため、保健、医療、福祉及び教育の相互の垣根を排除し、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を、各都道府県それぞれの実態を踏まえて整備する**

## 具体的な取組

- 1 各都道府県における「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」や「難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）」の策定の促進
  - ・ 都道府県ごとに精密検査医療機関、人工内耳や補聴器、手話など今後のとりうる選択肢の提示、療育機関の連絡先等を具体的に記した「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」を作成
  - ・ 各都道府県において、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するためのプラン（難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮））を作成。国においては、同プランの作成指針となる基本方針を2021年度の早期に作成。
- 2 地方公共団体における新生児聴覚検査の推進
  - ・ 都道府県に対し協議会の設置を引き続き促すなど、新生児聴覚検査の実施率向上に向けた取組を推進
- 3 難聴児への療育の充実
  - ・ 既存の施設・特別支援学校（聴覚障害）等の活用を含め、各都道府県に1カ所以上、難聴児支援のための中核機能を整備することを目指す。併せて、同機能の受け皿として、児童発達支援センター・事業所の機能を強化するため、言語聴覚士（ST）等の活用について評価するなど次期障害福祉サービス等報酬改定において検討。
  - ・ 難聴児に対する訪問型支援の強化を検討
  - ・ 乳幼児教育相談の拡充など特別支援学校（聴覚障害）における早期支援の充実